**指定障害者支援施設　自主点検表
（令和５年５月版）**

|  |  |
| --- | --- |
| 　事業所番号 |  |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 | 甲府市 |
| サービス種類（選択してください） | □生活介護 | □短期入所(空床利用型) | □短期入所(併設型) |
| □就労移行支援 | □就労継続支援　B型 | □自立訓練(生活訓練) |
| □自立訓練(機能訓練) |  |
| 　電話番号 | 　　　　－　　　　－ |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 　令和　　年　　月　　日 |
| （実地指導日） | （令和　　年　　月　　日） |

|  |
| --- |
| **甲府市 福祉保健部 指導監査課****〒400-8585　甲府市丸の内１－１８－１****甲府市役所　本庁舎３F　⑬窓口****TEL：055(223)7056　FAX：055(228)4889****e-mail：fkansa@city.kofu.lg.jp** |

障害者支援施設自主点検表の作成について

１　趣　　旨

　　この自主点検表は、障害者支援施設の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、**該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください**。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑥　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑦　この自主点検表は、障害者支援施設が行う生活介護、短期入所、施設入所支援の運営基準等を基調に作成されています。

　　点検項目の欄にサービス種別が記載されている場合は、該当する項目について点検してください。

３　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

| 略　称 | 名　　　　　　　　　　　称 |
| --- | --- |
| 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害者総合支援法） |
| 条例 | 甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年甲府市条例第7号） |
| 最低基準条例 | 甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年甲府市条例第54号） |
| 省令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平18年厚生労働省令第172号）（指定基準） |
| 運営基準 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平18年厚生労働省令第177号） |
| 解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（指定基準の解釈通知） |
| 告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準　（平成18年厚生労働省告示第523号）（報酬告示） |
| 報酬通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日　障発第1031001号）（報酬告示の留意事項通知） |
| <538> | 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの　（平成18年厚生労働省告示第538号） |
| <539> | 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号） |
| <544> | 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号) |
| <548> | 厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第548号） |
| Ｑ&Ａ　 | 障害福祉サービス等に関するＱ＆Ａ（厚生労働省ホームページに掲載） |

指定障害福祉サービス事業所自主点検表　　目次

| 項目 | 内容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 基本方針 |  |
| 1 | 一般原則 |  |
| 2 | 利用者の状況 |  |
| 3 | 従業者の状況 |  |
| 第２ | 人員に関する基準 |  |
| 4 | 従業者の員数 |  |
| 5 | サービス管理責任者 |  |
| 6 | 従業者の職務の専従 |  |
| 7 | 従業者の秘密保持等 |  |
| 8 | 管理者 |  |
| 9 | 従たる事業所を設置する場合の特例 |  |
| 第３ | 設備に関する基準 |  |
| 10 | 設備 |  |
| 11 | 施設・設備の状況 |  |
| 第４ | 運営に関する基準 |  |
| 12 | 内容及び手続きの説明・同意 |  |
| 13 | 秘密保持等(個人情報提供同意書) |  |
| 14 | 契約支給量の報告等 |  |
| 15 | 提供拒否の禁止 |  |
| 16 | 連絡調整に対する協力 |  |
| 17 | サービス提供困難時の対応 |  |
| 18 | 受給資格の確認 |  |
| 19 | 介護給付費(訓練等給付費)の支給申請に係る援助 |  |
| 20 | 心身の状況等の把握 |  |
| 21 | 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 |  |
| 22 | 身分を証する書類の携行 |  |
| 23 | サービスの提供の記録 |  |
| 24 | 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 |  |
| 25 | 利用者負担額等の受領 |  |
| 26 | 利用者負担額に係る管理 |  |
| 27 | 介護給付費（訓練等給付費）の額に係る通知等 |  |
| 28 | サービスの取扱方針 |  |
| 29 | 個別支援計画の作成等 |  |
| 30 | サービス管理責任者の責務 |  |
| 31 | 相談等 |  |
| 32 | 外部の障害福祉サービス利用の支援 |  |
| 33 | 介護 |  |
| 34 | 排泄 |  |
| 35 | 被服・寝具 |  |
| 36 | 寝たきり予防・褥瘡予防対策 |  |
| 37 | 入浴支援 |  |
| 38 | 喀痰吸引等について |  |
| 39 | 訓練 |  |
| 40 | 生産活動 |  |
| 41 | 工賃の支払等 |  |
| 42 | 就労Ｂ型の工賃の支払等 |  |
| 43 | 実習の実施・施設外支援・施設外就労 |  |
| 44 | 求職活動の支援等の実施 |  |
| 45 | 職場への定着のための支援の実施 |  |
| 46 | 就職状況の報告 |  |
| 47 | 社会生活上の便宜の供与等 |  |
| 48 | 食事 |  |
| 49 | 緊急時等の対応 |  |
| 50 | 健康管理 |  |
| 51 | 入院期間中の取扱い |  |
| 52 | 身体拘束等の禁止 |  |
| 53 | 利用者に関する市町村への通知 |  |
| 54 | 運営規程 |  |
| 55 | 勤務体制の確保等 |  |
| 56 | 業務継続に向けた取組の強化について |  |
| 57 | 定員の遵守 |  |
| 58 | 非常災害対策 |  |
| 59 | 衛生管理等 |  |
| 60 | 協力医療機関等 |  |
| 61 | 掲示 |  |
| 62 | 情報の提供等 |  |
| 63 | 利益供与等の禁止 |  |
| 64 | 苦情解決 |  |
| 65 | 事故発生時の対応 |  |
| 66 | 虐待の防止 |  |
| 67 | 会計の区分 |  |
| 68 | 地域との連携等 |  |
| 69 | 記録の整備 |  |
| 70 | 変更の届出等 |  |
| 第5 | 介護給付費の算定及び取扱い | 生活介護 | 短期入所 | 施設入所 | 市確認欄 |
| 71～73 | 各サービス費 | ○ | ○ | ○ |  |
| 74 | 通則 | ○ | ○ | ○ |  |
| 75 | 福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算 | ○ | ○ | ○ |  |
| 76 | 常勤看護職員等配置加算 | ○ | ○ |  |  |
| 77 | 利用者負担上限額管理加算 | ○ | ○ |  |  |
| 78 | 食事提供体制加算 | ○ | ○ |  |  |
| 79 | 送迎加算 | ○ | ○ |  |  |
| 80 | 人員配置体制加算 | ○ |  |  |  |
| 81 | 福祉専門職員配置等加算 | ○ |  |  |  |
| 82 | 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | ○ |  | ○ |  |
| 83 | 初期加算 | ○ |  |  |  |
| 84 | 訪問支援特別加算 | ○ |  |  |  |
| 85 | 欠席時対応加算 | ○ |  |  |  |
| 86 | リハビリテーション加算 | ○ |  |  |  |
| 87 | 延長支援加算 | ○ |  |  |  |
| 88 | 障害福祉サービスの体験利用支援加算 | ○ |  |  |  |
| 89 | 就労移行支援体制加算 | ○ |  |  |  |
| 90 | 短期利用加算 |  | ○ |  |  |
| 91 | 医療的ケア対応支援加算 |  | ○ |  |  |
| 92 | 重度障害児・障害者対応支援加算 |  | ○ |  |  |
| 93 | 医療連携体制加算 |  | ○ |  |  |
| 94 | 栄養士配置加算 |  | ○ |  |  |
| 95 | 緊急短期入所受入加算 |  | ○ |  |  |
| 96 | 定員超過特例加算 |  | ○ |  |  |
| 97 | 重度障害者支援加算 |  | ○ | ○ |  |
| 98 | 夜勤職員配置体制加算 |  |  | ○ |  |
| 99 | 夜間看護体制加算 |  |  | ○ |  |
| 100 | 入所時特別支援加算 |  |  | ○ |  |
| 101 | 入院・外泊時加算 |  |  | ○ |  |
| 102 | 入院時支援特別加算 |  |  | ○ |  |
| 103 | 地域移行加算 |  |  | ○ |  |
| 104 | 体験宿泊支援加算 |  |  | ○ |  |
| 105 | 地域生活移行個別支援特別加算 |  |  | ○ |  |
| 106 | 栄養マネジメント加算 |  |  | ○ |  |
| 107 | 経口移行加算 |  |  | ○ |  |
| 108 | 経口維持加算 |  |  | ○ |  |
| 119 | 口腔衛生管理体制加算 |  |  | ○ |  |
| 110 | 口腔衛生管理加算 |  |  | ○ |  |
| 111 | 療養食加算 |  |  | ○ |  |

第１　基本方針

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1一般原則 | （１）利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。 | はいいいえ | 条例第4条省令第3条 |
| （２）利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はいいいえ |
| （３）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じていますか。　　　※関連項目→　項目52「身体拘束等の禁止」、54「運営規程」 | はいいいえ |
| （４）事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第6条 |
| ※養護者（障害者福祉施設従事者等）による障害者虐待に該当する行為　①　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。　②　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。　③　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。　④　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）⑤　養護者又は障害者の親族が（障害者福祉施設従事者等が）障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。 | 障害者虐待防止法第2条 |
| （５）障害者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第７条、第16条 |
| （６）障害者の虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第15条 |
| ・厚労省「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成30年6月改訂版）・厚労省通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日付け障発第1020001号） |
| （７）　暴力団員又は暴力団員でなくなってから５年を経過していない者が、役員等（法第３６条第３項第６号に規定する役員等をいう。）になっていませんか。 | はいいいえ | 条例第5条【甲府市独自基準】 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント |
| 2利用者の状況　 | ●サービス種別ごとに利用者の状況を記入してください。　　（　　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| サービス種別 | 定員 | 現員(契約者数) | 1. 前年度

利用者延数（※） | ②前年度開所日数 | 前年度平均利用者数1. ／②
 |
| 施設入所 |  |  |  |  |  |
| 短期入所 |  |  |  |  |  |
| 生活介護 |  |  |  |  |  |
| 就労移行 |  |  |  |  |  |
| 就労Ｂ型 |  |  |  |  |  |
| 生活訓練 |  |  |  |  |  |
| 機能訓練 |  |  |  |  |  |

 |
| ※「①前年度利用者延数」…前年度（4～3月）の各月の利用者の延べ数を合計した数としてください。※　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を計算する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用います（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数によります）。　この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除した数とします（小数点第2位以下を切り上げ）。　（報酬告示第二の１（通則）（５））●「施設入所」「短期入所」については、下記の表に直近の状況を記載してくだい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　月　　　日現在 | １人部屋 | ２人部屋 | ３人部屋 | ４人部屋 |
| 施設入所 | 室 | 室 | 室 | 室 |
| 人 | 人 | 人 | 人 |
| 短期入所 | 室 | 室 | 室 | 室 |
| 人 | 人 | 人 | 人 |

●「生活介護」については、下記の表に直近の状況を記載してくだい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　月　　　日現在 | 区分６ | 区分５ | 区分４ | 区分３ | 区分２ | 区分１ | その他 |
| 生活介護（契約者数）の障害支援区分 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

 |
| 3従業者の状況 | 管理者（施設長）及びサービス種別ごとの従業者の人数を記入してください。※必要に応じて職名を変更、追加して記載してください。 |
| ＜複数の昼間実施サービスを行う場合＞　条例第7条、省令第5条①　昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、各サービスに常勤の配置が義務づけられている職員（医師及びサービス管理責任者を除く）について1人以上は常勤でなければなりません。②　サービス管理責任者の員数は、昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して配置すれば足ります。 |
|  | 勤務 | 管理者（施設長） | サービス管理責任者 | 医　師　 | ※医師（生活介護については、嘱託医を確保している場合、又は看護師等による利用者の健康状況の把握等が実施され、必要に応じた医療機関への通院等で対応が可能な場合、医師を配置しなくてもよい。） |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 常勤 |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |
| サービス種別 | 勤務 | 生活支援員 | 職業指導員 | 就労支援員 | 看護職員 | 目標工賃達成指導員 | 理学療法士作業療法士 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| ①生活介護 | 常勤　a |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 常勤換算b |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計ｃ(a＋b) |  |  |  |  |  |  |
| 基準数ｄ |  |  |  |  |  |  |
| 過不足数(c-d) |  |  |  |  |  |  |
| ②短期入所 | 常勤　a |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 常勤換算b |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計ｃ(a＋b) |  |  |  |  |  |  |
| 基準数ｄ |  |  |  |  |  |  |
| 過不足数(c-d) |  |  |  |  |  |  |
| ③施設入所 | 常勤　a |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 常勤換算 b |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計ｃ(a＋b) |  |  |  |  |  |  |
| 基準数ｄ |  |  |  |  |  |  |
| 過不足数(c-d) |  |  |  |  |  |  |
| ④　　　　　　 | 常勤　a |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |
| 常勤換算 b |  |  |  |  |  |  |
| 計ｃ(a＋b) |  |  |  |  |  |  |
| 基準数ｄ |  |  |  |  |  |  |
| 過不足数(c-d) |  |  |  |  |  |  |
| ⑤　　　　　　 | 常勤　a |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |
| 常勤換算 b |  |  |  |  |  |  |
| 計ｃ(a＋b) |  |  |  |  |  |  |
| 基準数ｄ |  |  |  |  |  |  |
| 過不足数(c-d) |  |  |  |  |  |  |
| 用語の説明 | ・常勤　：　障害福祉サービス事業所等における勤務時間が当該障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。　　　　　　※母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。併設される事業所の職務であって、当該障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることになります。ただし、併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「他の事業所、施設等の職務に従事させることができる」といった但し書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。・非常勤：常勤の者の勤務時間に満たない者。・専従　：兼務でない職員・兼務　：複数の職に従事する者（例：管理者とサービス管理責任者の兼務）・常勤換算方法：従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延べ時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数です。・基準数：人員配置体制加算を算定している場合は、その満たすべき従業者員数 |

第２　人員に関する基準

| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| 4-1従業者の員数生活介護を行う場合 | （１）生活支援員、看護職員（保健師、看護師・准看護師）、理学療法士又は作業療法士の総数は、常勤換算方法で、次の①～③の平均障害支援区分に応じた数及び④に掲げる数を合計した数以上となっていますか。  | はいいいえ | 条例第6条省令第4条第1項 |
| ①平均障害支援区分４未満　　→利用者数（④を除く。②及び③において同じ。）を６で除した数②平均障害支援区分４以上５未満→利用者数を５で除した数③平均障害支援区分５以上→利用者数を３で除した数④「経過措置利用者以外の施設入所者であって、障害支援区分３（50歳以上は区分２）以下」又は「経過措置利用者」　　　→利用者を１０で除した数（小数点第２位以下切り捨て）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 前年度の平均利用者数（a） | 平均障害支援区分（※） | 除する数（b）（６、５、３） | 必要人員（a／b） |
|  |  |  |  |

 |
| （※）平均障害支援区分の算式（小数点第2位以下は四捨五入）[(2×区分2の利用者延べ数)＋(3×区分3の利用者延べ数)＋(4×区分4の利用者延べ数)＋(5×区分5の利用者延べ数)＋(6×区分6の利用者延べ数)]÷総利用者延べ数＝平均障害支援区分* 利用者延べ数…前年度の利用者の延べ数（1名が100日利用した場合＝100）
 |
| （２）市に届出をし、人員配置体制加算を算定する場合は、「利用者数：従業者数（常勤換算）」が次の基準に適合していますか。[ ] 　①人員配置体制加算（Ⅰ）…（1.7：1）に該当（区分5,6に該当する（準ずる）利用者が総数の60/100以上）[ ] 　②人員配置体制加算（Ⅱ）…（2：1）に該当　(区分5,6に該当する（準ずる）利用者が総数の50/100以上）[ ] 　③人員配置体制加算（Ⅲ）…（2.5：1）に該当 | はいいいえ該当なし | 報酬告示別表第六の２注１～注３報酬通知第二2(6)③ |
| （３）看護職員及び生活支援員は、生活介護の単位ごとに、それぞれ１以上配置しており、かつ、看護職員及び生活支援員のうち、１人以上は常勤となっていますか。 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条第1項 |
| （４）理学療法士又は作業療法士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、当該訓練を行うための必要な数となっていますか。 | はいいいえ |
| ※　理学（作業）療法士の確保が困難な場合は、機能訓練指導員として、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士を置くことができます。※　また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練は、生活支援員が兼務して差し支えありません。 |
| （５）医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数を配置していますか。[ ] 　必要な勤務日数、時間が確保されていますか。[ ] 　手当は、勤務時間、職務内容等に見合った適正な額になっていますか。[ ] 　嘱託医の場合、嘱託医契約書は作成されていますか。 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条第1項 |
| ※　必要な数の配置とは、嘱託医を確保している場合、又は看護師等による利用者の健康状況の把握等が実施され、必要に応じた医療機関への通院等で対応が可能な場合は、これを満たすものとして取扱って差し支えありません。ただし、看護師等による場合は医師未配置減算となります。※　嘱託医の場合、利用者に対する医療については診療報酬が算定できない場合があります。 |
| 4-2従業者の員数短期入所（空床利用型）を行う場合 | 　当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上の従業者を配置していますか。 | はいいいえ | 条例（サービス）第109条省令（サービス）第115条 |
| 4-3従業者の員数短期入所（併設型）を行う場合 | 　当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とみなされる数以上の従業者を配置していますか。〔参照〕甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第109条障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準省令第115条 | はいいいえ |
| 4-4従業者の員数施設入所支援を行う場合 | 　生活支援員は、施設入所支援の単位ごとに、次の人数となっていますか。　①　利用者数が60人以下 →１人以上　②　利用者数が61人以上 →１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上　③　生活介護以外の昼間実施サービスの利用者に対してのみ提供する場合→①又は②にかかわらず、宿直勤務を行う生活支援員１人以上 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条第6項 |
| ※　昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務については、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間も含めて差し支えありません。 |
| 4-5従業者の員数自立訓練（機能訓練）を行う場合 | （１）看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で利用者の数を６で除した数以上となっていますか。 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条第2号解釈通知第三1（1）② |
| （２）看護職員は、１以上配置していますか。また、看護職員のうち１人以上は常勤となっていますか。 | はいいいえ |
| （３）理学療法士又は作業療法士の数は、１以上となっていますか。 | はいいいえ |
| ※　理学（作業）療法士の確保が困難な場合は、機能訓練指導員として、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士を置くことができます。※　利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練は、生活支援員が兼務して差し支えありません。 |
| （４）生活支援員の数は、１以上となっていますか。また、生活支援員のうち１人以上は常勤となっていますか。 | はいいいえ |
| （５）訪問による機能訓練を提供する場合、上記（１）～（４）に規定する員数の従業員に加えて、訪問による機能訓練を担当する生活支援員を１人以上置いていますか。 | はいいいえ |
| 4-6従業者の員数自立訓練（生活訓練）を行う場合 | （１）生活支援員の総数は、常勤換算方法で、生活訓練の利用者を６で除した数以上となっていますか。また、１人以上は常勤となっていますか。 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条第3号解釈通知第三1（1）③ |
| （２）健康上の管理等の必要がある利用者がいるために、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を配置している生活訓練事業所については、生活支援員及び看護職員の総数が、生活訓練の利用者を６で除した数以上となっていますか。　　　また、生活支援員及び看護職員をそれぞれ１人以上配置するとともに、看護職員及び生活支援員のうち1人以上は常勤となっていますか。 | はいいいえ |
| （３）訪問による生活訓練を提供する場合、上記（１）～（２）に規定する員数の従業員に加えて、訪問による生活訓練を担当する生活支援員を１人以上置いていますか。 | はいいいえ |
| 4-7従業者の員数就労移行支援を行う場合 | （１）職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で利用者の数を６で除した数以上ですか。政令によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている施設（認定指定障害者支援施設）の、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で利用者の数を１０で除した数以上となっていますか。 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条第4号解釈通知第三1（1）④ |
| （２）職業指導員の数は、１以上となっていますか。 | はいいいえ |
| （３）生活支援員の数は、１以上となっていますか。 | はいいいえ |
| （４）職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は常勤となっていますか。 | はいいいえ |
| （５）就労支援員の数は、常勤換算方法で、利用者の数を１５で除した数以上となっていますか。 | はいいいえ |
| ※　就労支援員は、職場実習のあっせん、求職活動の支援、就職後の職場定着のための支援等、障がい者の就労支援の経験がある者が行うことが望ましいとされています。 |
| 4-8従業者の員数就労Ｂ型を行う場合 | （１）職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を１０(Ⅰ型の報酬を算定している場合は７．５)で除した数以上となっていますか。 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条第5項解釈通知第三1（1）⑤ |
| （２）職業指導員の数は、１以上となっていますか。 | はいいいえ |
| （３）生活支援員の数は、１以上となっていますか。 | はいいいえ |
| （４）職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか１人以上は常勤となっていますか。 | はいいいえ |
| 5サービス管理責任者 | （１）施設入所支援のサービス管理責任者は、次のとおり配置していますか。①利用者数の合計が60以下→１以上②利用者数の合計が61以上→１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条＜544＞ |
| * 昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとされています。
 |
| （２）サービス管理責任者のうち、1人以上は常勤となっていますか。 | はいいいえ |
| （３）実務経験サービス管理責任者は、実務経験者（下記ア～ウのいずれかの要件を満たす者）ですか。 | はいいいえ |
| [ ] 　ア | （一）及び（二）の期間が通算して５年以上 |
| [ ] 　イ | （三）の期間が通算して８年以上（Ｈ31.3.31までは１０年以上でしたが緩和されました） |
| [ ] 　ウ | （一）から（三）までの期間が通算して３年以上かつ（四）の期間が通算して３年以上 |
| * + 1. 相談支援の業務

（障害児（者）相談支援事業、障害者・老人福祉施設等の従業者が行う、身体又は精神上の障がいがある者等への相談、支援等）* + 1. 直接支援の業務

（障害児（者）入所施設・老人福祉施設、障害福祉サービス事業所、老人居宅介護等事業所等の従事者である社会福祉主事任用資格者、児童厚生員任用資格者、保育士が行う、日常生活に支障のある身体又は精神上の障害がある者への介護等）* + 1. 直接支援の業務

（社会福祉主事任用資格者等でない者）（四）保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士など、国家資格等に基づく業務経験 |
| ※実務経験者であるものについて、新規に事業を開始してから起算して１年間は研修修了要件を満たしているものとみなす経過措置は、平成３１年３月３１日をもって終了しました。※やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合、当該事由が発生した日から１年間は、実務経験者であるものについては、研修修了要件を満たしているものとみなします。（やむを得ない事由に該当するかどうかは、必ず市（障がい福祉課）へ相談してください。） |
| （４）相談支援従事者初任者研修サービス管理責任者は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）又は旧障害者ケアマネジメント研修を終了し、修了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ |
| （５）基礎研修サービス管理責任者は、上記（３）の実務経験者（又は実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が２年以内）になってから、サービス管理責任者基礎研修を終了し、終了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ |
| ※基礎研修修了者は、既に常勤のサービス管理責任者を配置している事業所等において、２人目のサービス管理責任者等として配置することができ、個別支援計画の原案を作成することができます。※【経過措置】実務経験者が平成３１年４月１日以後平成３４年（令和４年）３月３１日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から３年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなします。（基礎研修修了者となった日から３年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要します。） |
| （６）実践研修　サービス管理責任者は、下記イ又はロの要件を満たし、サービス管理責任者実践研修を修了し、修了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ旧サビ管研修修了（　年）受講予定（　年） |
| [ ] 　イ | 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者 |
| [ ] 　ロ | 実践研修受講開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者のうち、平成３１年４月１日において旧告示に定めるサービス管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの |
| （７）更新研修実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の５年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を終了し、修了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ受講予定（　年） |
| 【経過措置】※平成３１年３月３１日までに旧サービス管理責任者研修を修了した者については、平成３６年（令和６年）３月３１日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなします。※実践研修修了者、旧サビ管研修修了者が期日までに更新研修修了者とならなかった場合、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となります。 |
| 6従業者の職務の専従 | 従業者は、当該職務の専従となっていますか。 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条 |
| ＜サービス管理責任者の勤務形態＞※　原則として専従でなければならず、生活支援員等との兼務は認められません。（サービス提供に支障がない場合は可）※　サービス管理責任者が生活支援員等の他の職務に従事した勤務時間を、他の職務に係る常勤換算に当たって、勤務時間に算入することはできません。※　１人のサービス管理責任者は利用者数60人までの個別支援計画の作成等の業務を行うことができることから、この範囲内で、①又は②のサービス管理責任者との兼務は差し支えありません。　①　自立生活援助、共同生活援助、宿泊型自立訓練　②　大規模事業所等の、専従・常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者 |
| 7従業者の秘密保持等　 | （１）従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 | はいいいえ | 条例第53条省令第49条 |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |
| （２）従業者及び管理者であった者（退職後を含む）が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ |
| ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |
| 8管理者 | （１）専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 | はいいいえ | 条例第44条省令第40条最低基準条例第37条運営基準第35条 |
| * 管理者（施設長）は、原則として専従ですが、管理業務に支障がないときは、ア又はイのとおり他の職務との兼務ができます。

ア　当該障害者支援施設等の他の職務イ　当該障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務 |
| （２）管理者（施設長）は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。　　また、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | はいいいえ |
| （３）施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者等としていますか。[ ] 　社会福祉主事任用資格者　[ ] 　社会福祉士[ ] 　社会福祉事業に2年以上従事した者[ ] 　これらと同等以上の能力を有すると認められる者　　等　 | はいいいえ | (参考)社会福祉施設の長の資格要件について(53年2月20日社庶第13号) |
| 9従たる事業所を設置する場合の特例 | 事業所において「従たる事業所」を設置している場合、主たる事業所及び従たる事務所において、それぞれ常勤かつ専従の従業者（サービス管理責任者を除く）が１人以上確保されていますか。 | はいいいえ該当なし | 条例第8条省令第5条の2 |

第３　設備に関する基準

| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| 10設備 | 　事業所には、次の各項目及びその他の運営に必要な設備を設けていますか。また、サービスごとに専用（支援に支障がない場合は、この限りでない）となっていますか。専用となっているものにチェックしてください。 | はいいいえ | 条例第9条省令第6条解釈通知第三の2 |
| [ ] ①　訓練・作業室　・提供するサービスの種類ごとに適当な広さ又は数　　　　　　　　　　　　　・訓練・作業に必要な機械器具等を備える。[ ] ②　居室　・居室の定員は４人以下。　　　　　　　　・地階に設けられていない。　　　　　　　　・利用者１人当たりの床面積（収納設備等を除く）9.9㎡以上。　　　　　　　　　　　　　　　　・寝台又はこれに代わる設備を備えている。　　　　　　　　・一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられている。　　　　　　　　・必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備える。　　　　　　　　・ブザー又はこれに代わる設備を設ける。[ ] ③　食堂　・食事の提供に支障がない広さを有する。　　　　　　　　・必要な備品を備えている。[ ] ④　浴室　・利用者の特性に応じたもの。[ ] ⑤　洗面所・便所　　　・居室のある階ごとに設ける。　　　　　　　　　　　　　　　・利用者の特性に応じたもの。[ ] ⑥　相談室　　・談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設ける。[ ] ⑦　多目的室　（支援に支障ない場合は相談室と兼用可。）[ ] ⑧　廊下幅　　・1.5ｍ以上、中廊下幅は1.8ｍ以上※廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円　　　滑な往来に支障がないようにしてください。 |
| * 空床利用型短期入所を行う場合

　　　　設備は、指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足ります。* 併設型短期入所を行う場合

併設本体施設の効果的な運営が図られ、かつ、双方のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を短期入所事業の用に供することができます。ただし、居室を除く併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められません。 | 条例（サービス）第111条省令（サービス）第117条 |
| ※　旧法施設では経過措置により、従来の基準に応じて、・居室の１人当たり床面積3.3㎡以上、4.4㎡以上又は6.6平米以上。・ブザー又はこれに代わる設備及び多目的室は、当分の間設けないことができます。・廊下幅は1.35ｍ以上又は当分の間適用しないことができます。 |
| 11施設・設備の状況 | （１）施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、適切に維持管理がなされていますか。 | はいいいえ | 最低基準条例第5条運営基準第4条ほか |
| （２）施設・設備の管理に当たっては、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分考慮していますか。 | はいいいえ |

第４　運営に関する基準

| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| 12内容及び手続きの説明・同意 | （１）重要事項説明書　　利用申込みがあったときは、障がいの特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（※）について重要事項説明書、パンフレット等で説明を行い、同意を得ていますか。（※）重要事項・・・運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 | はいいいえ | 条例第10条省令第7条の例による |
| ※　上記の利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。重要事項説明書は2部作成し、説明者の職名・氏名を記載し、利用申込者又は家族等が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1部は利用者に交付し、1部は施設で保管してください。※　重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して施設等を選択するために、利用申込の際に（契約前に）説明する書類です。利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。 |
| （２）利用契約書　　　利用契約をしたときは、社会福祉法第77条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。　　　また、書面を交付する場合は、利用申込者の障がいの特性に配慮していますか。 | はいいいえ |
| ※　利用契約書の契約当事者は施設長ではなく法人代表者です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印（注）を押印してください。　（注）契約権限を規程等により委任している場合を除きます。※　利用契約書は2部作成し、それぞれ施設と利用者が記名押印し、1部を利用者に交付し、1部は施設が保管してください。※　契約日、契約の終期が空欄である、契約更新をしていない（自動更新規定を設けていない）等の指摘例があります。※　契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、「支援費」等の旧法の用語がないか点検してください。 |
| 13秘密保持等(個人情報提供同意書) | 　他の事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供することについて、あらかじめ文書（個人情報提供同意書）により、利用者又は家族の同意を得ていますか。 | はいいいえ | 条例第53条省令第49条第3項 |
| ※　サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。書面で同意を得てください。 |
| 14契約支給量の報告等 | （１）サービス提供に当たり、受給者証記載事項（施設の設置者・施設名、サービス内容、契約支給量(月当たり)、契約日等）を利用者の受給者証に記載し、その受給者証のコピーを保管していますか。 | はいいいえ | 条例第11条省令第8条 |
| ※　契約の際又は契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。※　また、記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。 |
| （２）契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えていませんか。 | はいいいえ |
| （３）利用契約をしたときは受給者記載事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | はいいいえ |
| （４）受給者証記載事項に変更があった場合に、（１）から（３）に準じて取り扱っていますか。 | はいいいえ |
| 15提供拒否の禁止 | 　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | はいいいえ | 条例第12条省令第9条解釈通知第三の3（3） |
| ＜正当な理由＞ア　定員を超える利用申込みがあった場合イ　入院治療が必要な場合　ウ　主たる対象とする障がいの種類を定めており、該当者以外からの利用申込みがあった場合、その他適切なサービスの提供が困難な場合 |
| * 就労移行支援については、前年度及び前々年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬額が決定されるため、就労定着者の割合を高めるために、利用者を選別することは認められません。
 |
| 16　連絡調整に対する協力 | 　サービス利用について、市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力していますか。 | はいいいえ | 条例第13条省令第10条 |
| 17サービス提供困難時の対応 | 　通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスの提供が困難な場合は、利用申込者に対し、他の指定障害者支援施設等を紹介する等の必要な措置を講じていますか。　また、入院治療を必要とする場合等は適切な病院、診療所を紹介するなどしていますか。 | はいいいえ | 条例第14条省令第11条 |
| 18受給資格の確認 | 　サービスの提供に当たり、受給者証により支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめていますか。 | はいいいえ | 条例第15条省令第12条 |
| 19介護給付費(訓練等給付費)の支給申請に係る援助 | （１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに介護給付費（訓練等給付費）の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第16条省令第13条 |
| （２）支給期間の終了に伴う介護給付費（訓練等給付費）の申請について、利用者が引き続き利用を希望する場合は、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請の勧奨等、必要な援助を行っていますか。 | はいいいえ |
| 20心身の状況等の把握 | 　サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第17条省令第14条 |
| 21指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 1. サービスの提供に当たり、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。
 | はいいいえ | 条例第18条省令第15条 |
| 1. サービスの提供の終了に際し利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。
 | はいいいえ |
| 22身分を証する書類の携行 | 【訪問による自立訓練を提供する場合のみ】従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしていますか。 | はいいいえ | 条例第19条省令第16条 |
| ※　身分証には、当該事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。 |
| 23サービスの提供の記録 | （１）サービスを提供した際に、サービスの種類ごとに、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等）をその都度記録していますか。 | はいいいえ | 条例第20条省令第17条解釈通知第三の3（11） |
| * 施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際には、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録してください。
* 施設入所支援を受ける者に対して、施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合は、後日一括して記録することも差し支えありません。この場合も、サービス提供日ごとにサービス内容を記録してください。
 |
| （２）サービス提供の記録に際し利用者からサービスを提供した旨の確認を受けていますか。 | はいいいえ |
| * 施設入所支援を受ける者以外の者のサービスの提供の記録については、日々利用の都度、利用者自らが押印・サイン等を行う方法により利用確認を受けてください。
 |
| 24　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）利用者負担額以外に利用者から金銭の支払を求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。 | はいいいえ | 条例第21条省令第18条解釈通知第三の3（12） |
| ※曖昧な名目による徴収や利用者から一律に徴収することは認められません。 |
| （２）金銭の支払を求める際に、使途、額及び支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、利用者に説明を行い、その同意を得ていますか | はいいいえ |
| ※利用者負担額はこの限りでありません。 |
| 25利用者負担額等の受領 | (１) サービス提供した際は、利用者から利用者負担額の支払いを受けていますか。 | はいいいえ | 条例第22条省令第19条解釈通知第三の3（13） |
| ※利用者負担額を減額または免除することは認められません。⇒「62　利益供与等の禁止」参照 |
| 1. 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、厚生労働大臣が定める費用基準額の支払を受けていますか。
 | はいいいえ該当なし |
| （３）上記のほか、提供した便宜に要する費用のうち、利用者から受けることができる次の費用の支払を受けていますか。 | はいいいえ該当なし |
| ＜条例・省令で定める利用者負担＞①食事の提供に要する費用②（生活介護を行う場合）創作的活動に係る材料費③（施設入所支援を行う場合）光熱水費、被服費、④日用品費⑤　サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（その他の日常生活費） |
| ※　介護給付費等の支給対象となっているサービスに係る費用の徴収は認められません。また、お世話料、管理協力費等のあいまいな名目による費用の徴収や、利用者からの一律の徴収は認められません。※　⑤「その他の日常生活費」の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成24年3月30日障発第1206002号厚労省通知）」を参照してください。 |
| （４） （１）～（３）の費用を受領した場合に、利用者に領収書を交付していますか。 | はいいいえ |
| （５） （３）のサービス提供に当たり、利用者に対しあらかじめサービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| 26利用者負担額に係る管理 | （１）入所者が同一の月に、当該施設が提供するサービス及び他のサービスを受けたときは、利用者負担額合計額を算定し、市町村に報告するとともに、利用者及び当該他事業者等に通知していますか。 | はいいいえ該当なし | 条例第23条省令第20条 |
| （２）入所者以外の利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に貴施設が提供するサービス及び他のサービスを受けたときは、利用者負担合計額の算定をし、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び他事業者等に通知していますか。 | はいいいえ該当なし |
| 27介護給付費（訓練等給付費）の額に係る通知等 | （１）法定代理受領により市町村から介護給付費（訓練等給付費）の支給を受けた場合は、利用者に対しその額を通知していますか。 | はいいいえ | 条例第24条省令第21条 |
| ※　通知は、介護給付費等が支給された日以降にしてください。※　通知には、通知日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、介護給付費等の支給日・給付額などを記載します。 |
| （２）利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、額その他利用者が市町村に介護給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 | はいいいえ該当なし |
| 28サービスの取扱方針 | （１）個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 | はいいいえ | 条例第25条省令第22条 |
| （２）従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対し、支援上必要な事項（個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等）について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はいいいえ |
| （３）自らサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスの改善を図っていますか。 | はいいいえ |
| 29個別支援計画の作成等 | （１）管理者は、サービス管理責任者に、サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | はいいいえ | 条例第26条省令第23条 |
| ※　個別支援計画には、その計画の作成を担当したサービス管理責任者の氏名を記載してください。 |
| （２）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たり利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援内容の検討を行っていますか。 | はいいいえ |
| （３）アセスメントに当たっては、利用者に面接を行っていますか。　　また、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対し十分説明し、理解を得ていますか。 | はいいいえ |
| （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、以下の項目を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。この場合において、他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携も含めて、計画の原案に位置付けるよう努めていますか。　　　[ ] 　利用者及び家族の生活に対する意向　　　[ ] 　総合的な支援の方針　　　[ ] 　生活全般の質を向上させるための課題　　　[ ] 　サービスごとの目標及びその達成時期　　　[ ] 　サービスを提供する上での留意事項　　　等 | はいいいえ |
| （５）サービス管理責任者は、個別支援計画作成に係る会議（利用者に対するサービスの提供にあたる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。＜個別支援計画の検討会議開催の内容＞

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名 |  |
| 開催時期 | 新規利用者　：その他　： |
| 参加者 | (職種等) |

 | はいいいえ |
| （６）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について、利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| （７）サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際に、計画を利用者に交付していますか。 | はいいいえ |
| （８）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上（自立訓練、就労移行の利用者は３月に１回以上）、計画を見直していますか。 | はいいいえ |
| （９）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては利用者及び家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り定期的に利用者に面接していますか。また、定期的なモニタリングの結果を記録していますか。 | はいいいえ |
| （10）個別支援計画に変更があった場合、（２）から（７）に準じて取り扱っていますか。 | はいいいえ |
| ＜実地指導における指導事例＞①個別支援計画を作成していない。（期限切れを含む）②　個別支援計画を６月（３月）に１回以上、見直していない。③　個別支援計画を利用者に交付していない。④　個別支援計画の原案に、利用者又は家族の同意を得てない。※個別支援計画の作成に係る手続きが適切に行われていない場合減算となります。（項目73（5）「個別支援計画未作成減算」参照。） |
| 30サービス管理責任者の責務 | 　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、次に掲げる業務を行っていますか。①　利用申込者の利用に際し、利用中の他の障害福祉サービス事業所等への照会等により、心身の状況及び他の障害福祉サービスの利用状況等を把握すること。②　施設を退所し、自立した日常生活を営むことが可能か定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行に向けて必要な援助を行うこと。③　他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | はいいいえ | 条例第27条省令第24条 |
| 31相談等 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切に相談に応じるとともに、必要な助言等を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第28条省令第25条 |
| ※　相談内容を記録してください。 |
| 32外部の障害福祉サービス利用の支援 | 　利用者が、施設以外の障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施していますか。 | はいいいえ | 条例第28条省令第25条 |
| ※　利用者の希望を踏まえ、必要な支援を行ってください。　 ・地域における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供 ・外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結の支援　 等 |
| 33介護 | （１）利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第29条省令第26条 |
| （２）常時１人以上の従業者を介護に従事させていますか。 | はいいいえ |
| ※　夜間も含めて適切な介護が提供できるよう勤務体制を定めてください。※　サービスの種類に応じて勤務体制を適切に組んでください。 |
| （３）利用者の負担により、当該事業者の従業員以外の者による介護を受けさせていませんか。 | はいいいえ |
| 34排泄 | （１）利用者の心身の状況に応じ、自立支援の観点から適切な方法で必要な援助を行っていますか。ポータブルトイレの使用や時間によるトイレ誘導等、適切な方法で必要な援助を行っていますか。　 | はいいいえ | 条例第29条省令第26条解釈通知第三の3（20） |
| （２）おむつ交換等の排せつ介助は適切に行われていますか。　[ ] 　夜間の排せつ介助及びおむつ交換は、十分配慮されていますか。　[ ] 　不安感や羞恥心への配慮をしていますか。　[ ] 　感染対策に留意していますか。 | はいいいえ |
| （３）おむつ交換時は、利用者の心情に配慮していますか。また、清潔なタオルで清拭し、皮膚の状態、床ずれの有無など肌に異常がないか、尿、便に異常がないか観察するようにしていますか。 | はいいいえ |
| ※　おむつ交換は、汚れたら求めに応じて直ちに交換する随時交換が基本ですが、意思伝達が不可能な場合は、十分な頻度で行う必要があります。 |
| 35被服・寝具 | （１）利用者に対し、離床、着替え及び整容等の介護その他必要な支援を適切に行っていますか。利用者の衣類は、季節、生活サイクルに合わせた着替えが行われていますか。　[ ] 　生活のメリハリとしての身だしなみ、着替えや整容の自立援助等への配慮は適切に行っていますか。　[ ] 　昼間は昼の服に、夜は寝間着に着替え、生活にけじめをつけることをすすめ、自立に向けての援助を行っていますか。　 | はいいいえ | 条例第29条省令第26条解釈通知第三の3（20） |
| （２）利用者の被服の洗濯は、適切に行われていますか。 | はいいいえ |
| （３）シーツ等リネンの交換は適切に行われて、常に清潔なものになっていますか。 | はいいいえ |
| 36寝たきり予防・褥瘡予防対策 | （１）寝たきりを防止するための予防対策・離床対策が実施されていますか。（車椅子の活用、食堂での食事の徹底、トイレへの排せつ誘導、レクリエーション、転倒防止等） | はいいいえ | 条例第29条省令第26条解釈通知第三の3（20） |
| （２）褥瘡予防のための方策は、確立されていますか。また、関係職員に周知徹底されていますか。 | はいいいえ |
| 37入浴支援 | （１）個々の入所者の身体状況に応じて、一般浴・特別浴・介助浴等適切な方法により実施していますか。また、適切な入浴回数を確保していますか。（通常の回数：週　　　回） | はいいいえ |
| * 入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。
 |
| （２）入浴が困難な者に対して、シャワー浴、部分浴等により清潔保持に努めていますか。 | はいいいえ |
| 1. 入浴の介助は、プライバシーを尊重する方法で行われていますか。また、同性介助を実施していますか。
 | はいいいえ |
| （４）次のような事故防止対策を行っていますか。[ ] 　利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間はありませんか。[ ] 　事故などが発生した場合に備え、複数の職員が配置され、事故対応中にも、他の入浴者への見守りについて連携する体制が確保されていますか。[ ] 　施設ごとの処遇方法を職員に理解させるためにマニュアルを整備し、定期的に職員に周知していますか。[ ] 　機械浴の操作方法について、担当職員がその操作方法を十分に理解しているか確認していますか。[ ] 　新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施していますか。 | はいいいえ |
| * 介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があり、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあります。
 |
| 【入浴中の事故の例】１　職員が１人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で、洗身介助を行っていた。背中を洗うため横向きにしようとした際、入所者が頭から転落した。２　職員３人で利用者４人を入浴介助中、利用者１人がけがをしたため、職員２人が浴室を離れた。その間、職員１人で利用者３人を介助・見守りしていた。職員が利用者１人の体を洗っているとき、背を向けていた浴槽内の利用者が溺れた。３　職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽の水位が上がり、利用者が溺れた。４　職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、利用者が座位を保てないこと、リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあることを知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れている間に利用者が水中に前屈し溺れた。 |
| 38喀痰吸引等について | （１）介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 | はいいいえ該当なし | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3同法施行規則第26条の2、3平成23年社援発第1111号 厚生労働省社会・援護局長通知 |
| （２）事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | はいいいえ |
| （３）介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。　　また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。[ ]  医師の指示書が保管されている。[ ]  指示書は有効期限内のものとなっている。 | はいいいえ |
| （４）喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | はいいいえ |
| （５）対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はいいいえ |
| （６）対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| （７）実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はいいいえ |
| （８）たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はいいいえ |
| （９）たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | はいいいえ |
| 39訓練 | （１）利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第30条省令第27条 |
| （２）【就労移行、就労Ｂ型、自立訓練のみ】　　利用者に対し、その能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の特性に応じた必要な訓練を行っていますか。 | はいいいえ |
| （３）【就労移行のみ】　　利用者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施していますか。 | はいいいえ |
| （４）常時１人以上の従業者を訓練に従事させていますか。 | はいいいえ |
| ※　２人以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、各々の勤務体制において常時１人以上の常勤の生活支援員を配置しなければなりません。 |
| （５）利用者の負担により、当該事業者の従業員以外の者による訓練を受けさせていませんか。 | はいいいえ |
| 40生産活動生活介護就労移行就労Ｂ型 | （１）生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めていますか。 | はいいいえ | 条例第31条省令第28条解釈通知第三の3（22） |
| * 地域の実情、製品等の需給状況、業界の動向の把握に努め、利用者の心身の状況、意向、適性、障がいの特性、能力等を考慮し、多様な生産活動の場の提供に努めなければなりません。
 |
| （２）生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮していますか。 | はいいいえ |
| * 利用者の障害の特性や能力等に配慮し、従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的な作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担軽減に配慮しなければなりません。
 |
| * 労働基準法における労働者に該当することは想定していないため、以下の点に留意してください。
1. 利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由です。
2. 各障害者の作業量が目標等に達しなかった場合に、工賃の減額、作業員の割当の停止、資格剥奪等の制裁を課されません。
3. 生産活動において実施する支援は、作業に対する技術的指導に限られ、指揮監督に関するものは行わないようにしてください。
4. 利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないことに留意してください。

＜参照＞「就労継続支援利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成18年障障発第1002003号、平成25年障障発0329第7号改正厚労省通知） |
| （３）生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っていますか。 | はいいいえ |
| ※　能率の向上が図られるよう常に作業設備・工具・工程等の改善に努めなければなりません。 |
| （４）防じん設備、消火設備の設置等、安全面において必要かつ適切な措置を講じていますか。 | はいいいえ |
| 41工賃の支払等生活介護就労移行就労Ｂ型 | 　生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っていますか。

|  |
| --- |
| 平均工賃額 |
| ①生活介護 | 月額　　　　　　　　　　　　円配分基準　　　有　　・　　無 |
| ②就労移行 | 月額　　　　　　　　　　　　円配分基準　　　有　　・　　無 |
| ③就労Ｂ型 | 月額　　　　　　　　　　　　円配分基準　　　有　　・　　無 |

＜工賃の算定及び積立金等＞①　工賃は工賃規程等に基づき、適正に算定してください。②　会計処理は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（H28.3.31付け雇児発0331第15号ほか）を参照してください。③　特に工賃変動積立金、設備等整備積立金の積立については条件があるため、上記②の通知に留意してください。 | はいいいえ | 条例第32条省令第29条 |
| 42就労Ｂ型の工賃の支払等就労Ｂ型 | （１）各々の利用者に対し支払われる１月当たりの工賃の平均額は、3，000円を下回っていませんか。 | はいいいえ | 条例第32条省令第29条 |
| （２）利用者の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、工賃の水準を高めるよう努めていますか。 | はいいいえ |
| （３）年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告していますか。 | はいいいえ |
| 43実習の実施・施設外支援・施設外就労就労移行就労Ｂ型 | （１）個別支援計画に基づく実習ができるよう、実習の受入先を確保していますか。（Ｂ型は「確保に努めていますか」）　 | はいいいえ | 条例第33条省令第30条解釈通知第三の3（24） |
| ※　利用者の心身の状況や希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員を中心に開拓に努めてください。 |
| （２）実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めていますか。 | はいいいえ |
| ※利用者の心身の状況や希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員を中心に開拓に努めてください。※就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより、日報を作成してください。※少なくとも１週間ごとに、上記の聞き取り内容等を元に、個別支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めてください。 |
| （３）企業内等で行われる企業実習等への支援（施設外支援）を実施していますか。（過去の実績も含む） | はい該当者なし |
| ＜実習先・内容・人数等を記入してください＞ |
| **施設外支援が該当者なしの場合、以下（４）～（１０）の点検項目は記入不要です。****次項目に進んでください。** |  |
| （４）施設外支援の内容が、運営規程に位置付けられていますか。 | はいいいえ | 「就労移行支援、就労継続支援事業（Ａ型・Ｂ型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号、厚労省通知） |
| （５）施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、１週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われていますか。 | はいいいえ |
| （６）施設外支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められますか。 | はいいいえ |
| （７）利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていますか。 | はいいいえ |
| （８）施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができますか。緊急時対応策：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | はいいいえ |
| （９）施設外支援は、上記の要件（４）～（８）の要件をいずれも満たす場合に限り、年180日以内の利用となっていますか。 | はいいいえ |
| （１０）障害者トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）については、上記（4）、（7）、（8）の要件を満たし、施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を３か月ごと（施設外サービス提供時は１週間ごと）に作成し、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められる場合に施設外支援の対象としていますか。 | はいいいえ |
| ※施設外支援の期間の特例①　職場適用訓練の受講者であって、上記の要件を満たしかつ当該訓練が就労支援に資すると認められる場合、訓練終了日まで支援の延長が可能です。②　トライアル雇用助成金で、個別支援計画を見直し、延長の必要性が認められた場合、年間180日を超えて施設外支援が可能です。 |
| ※　事業所等と別の場所で行われる支援は要件を満たす場合のみ報酬の算定対象となります。（報酬告示第二の1通則(4)） |
| 44求職活動の支援等の実施就労移行就労Ｂ型 | （１）公共職業安定所の求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援していますか。（Ｂ型は「支援に努めていますか」） | はいいいえ | 条例第34条省令第31条 |
| （２）公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めていますか。 | はいいいえ |
| 45職場への定着のための支援等＠の実施就労移行就労Ｂ型 | （１）当該施設障害福祉サービスを受けて、企業等に新たに雇用された利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援を継続していますか。（Ｂ型は、「支援の継続に努めていますか。」）　 | はいいいえ | 条例第35条省令第32条 |
| * 支援の内容

①事業主への助言②就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を実施 |
| ※就職後６月経過後は、以下の支援等を行う必要があります。①施設と一体的に就労定着支援事業を実施している場合職場への定着のための支援を実施する。②施設において就労定着支援事業を実施していない場合外部の就労定着支援事業所又は就労支援機関（障害者就業・生活支援センター等）により、職場への定着のための支援が継続的に行われるよう、必要な調整を行う。 |
| （２）　就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以降速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者と連絡調整を行っていますか。 | はいいいえ |
| （３）　就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以降速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、連絡調整に努めていますか。 | はいいいえ |
| ※就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めてください。 |
| 46就職状況の報告就労移行 | 　毎年、前年度における就職した利用者数等（就職者数、就職後６月以上職場へ定着した者の数）を市に報告していますか。 | はいいいえ | 条例第36条省令第33条 |
| 47社会生活上の便宜の供与等 | 1. 利用者が趣味や嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、レクリエーション行事を行うよう努めていますか。
 | はいいいえ | 条例第38条省令第35条解釈通知第三の3（29） |
| * 画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう努めてください。
 |
| 1. 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又は家族が行うことが困難であるときは、利用者の同意を得て代行していますか。
 | はいいいえ該当なし |
| * 原則としてその都度、その者の同意を得た上で同行しなければなりません。
* 特に金銭に関するものは、書面等で事前同意を得て、代行後はその都度本人に確認を得てください。
 |
| （３）常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めていますか。 | はいいいえ |
| * 家族に対し、会報の送付・行事への参加の呼びかけ等によって、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めてください。
* 面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮するよう努めてください。
 |
| 48食事 | ※この項目は施設監査の自主点検表で確認してください。 |  |  |
| 49　緊急時等の対応 | 1. 利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じていますか。
 | はいいいえ | 条例第40条省令第37条 |
| （２）緊急時対応マニュアルを作成していますか。 | はいいいえ |
| ＜緊急時に備えて日頃からできることの例＞・利用者の既往症や発作の有無などを把握。・緊急時の連絡方法（医療機関・家族等）や対応方法の整理・救急車や医療機関の情報提供など適切な対応ができるようにする。・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく。・救急用品を整備する、また応急手当について学んでおく。　　　等 |
| 50健康管理 | （１）常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じていますか | はいいいえ | 条例第39条省令第36条 |
| ※　保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じてください。 |
| 1. 定期の健康診断は年２回以上行っていますか。
 | はいいいえ | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7 |
| 健康診断年月日　　　　 　年　　月　　日健康診断年月日　　　　 　年　　月　　日 |
| 1. 結核に係る健康診断の報告を管轄保健所長に行っていますか。
 | はいいいえ |
| 51入院期間中の取扱い | 　入所者について、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、必要に応じて適切な便宜を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所することができるようにしていますか。 | はいいいえ | 条例第41条省令第38条 |
| * おおむね３月以内に退院することが見込まれるかどうかは、入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法により判断します。
* 適切な便宜とは、利用者及びその家族の同意の上での入退院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指します。
 |
| 52身体拘束等の禁止 | （１）サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。 | はいいいえ | 条例第52条省令第48条解釈通知第三の3（43） |
| ＜例示＞・椅子（車いす）にベルトで縛る　　・ベッド柵　　・居室に隔離・つなぎ服、ミトン型手袋　・落ち着かせるための向精神薬の過剰服用　等 |
| （２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。　※必要な記録がない場合　⇒　項目73(6)身体拘束廃止未実施減算 | はいいいえ該当なし |
| （３）　身体拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じていますか。　①　身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していますか。　②　身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。　③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |
| ※専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めてください。※身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能です。※身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいですが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することができます。※身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ　身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ 身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。※「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針※　事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容について記録してください。※　研修の実施に当たっては、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなすことができます。※１年間の経過措置を設けており、令和4年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |
| （４）身体拘束等の解除に向けた経過観察、再検討を常に行い、その内容を記録していますか。 | はいいいえ該当なし |
| 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成30年6月改訂版（厚労省））　やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、個別支援会議等（管理者、サービス管理責任者、虐待防止責任者等、支援方針に権限を持つ職員が出席することが必要）において組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。 |
| 53利用者に関する市町村への通知 | 　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより障がいの状態等を悪化させたと認めるとき②　偽りその他不正な行為によって給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | はいいいえ | 条例第43条省令第39条 |
| 54運営規程 | 　施設運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。 | はいいいえ | 条例第45条省令第41条解釈通知第三の3（35） |
| 運　営　規　程 |  |
| ①施設等の目的及び運営の方針 |
| ②提供するサービス種類 |
| ③従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| ④昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 |
| ⑤サービス種類ごとの利用定員 |
| ⑥サービス種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 |
| ⑦昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 |
| ⑧サービス利用に当たっての留意事項 |
| ⑨緊急時等における対応方法 |
| ⑩非常災害対策 |
| ⑪サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 |
| ⑫虐待の防止のための措置に関する事項 |
| ⑬その他運営に関する重要事項（緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合の手続、苦情解決体制、地域生活支援拠点である場合はその旨及び必要な機能のうち満たす機能　等） |
|  |
| ※　法令等で定める事項が定められているか、また、従業者の員数、営業時間、利用者負担費用の種類・額などが、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書、利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。※　運営規程を変更した場合には、市（障がい福祉課）に届出が必要です。※　従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしも要しません。また、定数ではなく「○名以上」と定めることができます。 |
| 55勤務体制の確保等 | （１）利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、サービスの種類ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 | はいいいえ | 条例第46条省令第42条解釈通知第三の3（36） |
| 　※　月ごとの勤務表（従業者の勤務体制を生活介護の単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしてください。 |
| （２）サービスの種類ごとに、当該施設の従業者によってサービスを提供していますか。（利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除く） | はいいいえ |
| ※当該事業所の従業者とは、雇用契約、その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 |
| （３）従業者の資質向上のため、研修の機会を確保していますか。＜研修（研修を兼ねた会議を含む）の回数・内容を記入してください。＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前年度 | 当年度 | 研修等の主な内容 |
| 回 | 回 |  |

 | はいいいえ |
| ※　研修機関による研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。※　施設内研修は、定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。また、内容を記録することや、参加者の感想・意見を取るなどしてください。 |
| （４）　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ |
| ※事業所が講ずべき取組については次のとおりです。ａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発ｂ　相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備この他に被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組（マニュアル策定、研修の実施等）を講ずることが望ましいです。※中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされています。 |
| 56業務継続に向けた取組の強化について | （１）　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 条例第46条の2省令第42条の2解釈通知第三の3（37） |
| ※業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。ア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携※３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |
| （２）　従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |
| ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないです。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加するよう努めてください。 |
| （３）　事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はいいいえ |
| 57定員の遵守 | 　サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。（ただし、災害等その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。） | はいいいえ | 条例第47条省令第43条 |
| 58非常災害対策 | ※この項目は施設監査の自主点検表で確認してください。 |
| 59衛生管理等 | （１）事業者は、利用者の使用する設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。　　　また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 | はいいいえ | 条例第49条省令第45条解釈通知第三の3（40）労働安全衛生法第66条 |
| ※　従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等、感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じてください。 |
| （２）　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。　①　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。　②　感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。　③　従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |  |
| ※　感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。※　専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めてください。※　感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。（平常時の対策としては、衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。）※　発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。※　事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。※　実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。※　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。※　必要に応じて、保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。※　特に新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌対策、レジオネラ症等については、発生防止等に関する通知（※）に基づき、適切な措置を講じてください。※　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めてください。（施設内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の管理を行ってください。）※　手洗所等の共用のタオルは、感染源となり感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 |
| （※）以下の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の発生及びまん延を防止するための措置を徹底していください。・「社会福祉施設等における感染症拡大防止のための留意点について(その２)」(令和２年４月７日厚労省通知)　1.感染症拡大防止に向けた取組(1)施設等における取組　(2)職員の取組　(3)ケア等の実施時の取組　2.感染者が発生した場合の取組「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚労省通知）「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日厚労省通知）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚労省通知　別添）「インフルエンザ施設内感染予防の手引」（平成25年11月改定　厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室）「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日厚労省通知）「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日厚労省通知）「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚労省告示264） |
| ＜従業者等の健康診断の実施＞※　常時使用する労働者には、1年以内毎に1回（深夜業労働者等は６ヶ月毎に1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 |
| 60協力医療機関等 | 　利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めていますか。また、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 | はいいいえ | 条例第50条省令第46条 |
| ※　施設から近距離にあることが望ましいです。 |
| 61掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示していますか。 | はいいいえ | 条例第51条省令第47条解釈通知第三の3（42） |
| ※見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。※従業者の勤務体制については、職種ごとの、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の名前まで掲示することを求めるものではありません。※重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。 |
| 62情報の提供等 | （１）利用希望者が適切かつ円滑に利用できるように、当該施設が実施する事業内容の情報提供に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第54条省令第50条 |
| （２）当該施設について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | はいいいえ |
| （３）独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（ＷＡＭＮＥＴ）　」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 | はいいいえ | 法第76条の3 |
| ※障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成３０年４月より義務化されました。※報告の期限は、報告年度の７月末日です。（４月１日以降、新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から１か月以内）※報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告し、情報の更新を行ってください。 |
| 63利益供与等の禁止 | 1. 相談支援事業者、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又は家族に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。
 | はいいいえ | 条例第55条省令第51条解釈通知第一の2（1）① |
| （２）相談支援事業者、他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | はいいいえ |
| * 障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘引行為や就労斡旋行為を行ってはなりません。

【不適切な具体例】* 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する。
* 施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与する。
* 施設障害福祉サービスの利用開始に伴い利用者に祝い金を授与する。
* 利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行う。
* 利用者負担額を減額または免除する。（就労継続支援A型において市へ届出を行ったうえで行う雇用契約の利用者への減免を除く）
 |  |
| 64苦情解決 | 1. 利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じていますか。

＜苦情受付体制を記載してください。＞

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情受付担当者 | <職名・氏名> |
| 苦情解決責任者 | <職名・氏名> |
| 第三者委員 | <職名・氏名><職名・氏名> |

※　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいいます。※　当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましいとされています。 | はいいいえ | 条例第56条省令第52条 |
| （２）苦情について、受付日、内容等を記録していますか。 | はいいいえ |
| * 対応策、対応結果等を記載できる様式を定めることが必要です。

※　当該記録は、５年間保存してください。※　苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知・平成29年3月7日最終改正）を参考にしてください。 |
| （３）市町村等が行う調査等への協力、改善、報告について、次のとおり対応していますか。①　提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査（実地指導等）に応じていますか。また、利用者等の苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村の指導等があった場合、必要な改善を行っていますか。②　提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出、提示の命令、当該職員からの質問（実地指導等）に応じていますか。③　提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により県知事又は市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じていますか。④　利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っていますか。⑤　市町村長等から求めがあった場合に、①から④の改善内容を報告していますか。⑥　運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力していますか。 | はいいいえ |
| 65事故発生時の対応 | （１）サービス提供に際し事故が発生した場合は、甲府市及び支給決定市町村に報告し、利用者（当事者）の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 条例第58条省令第54条解釈通知第三の3（48） |
| （２）事故対応マニュアルを作成していますか。また、ヒヤリ・ハット事例を収集し対応策を検討するなど、事故防止に取り組んでいますか。 | はいいいえ |
| 　「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取組指針」（厚生労働省、平成14年3月） |
| * 事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいです（事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません）。
 |
| （３）事故の状況及び事故に際してとった処置を、記録していますか。 | はいいいえ |
| （４）事故等が発生した場合、原因究明や再発防止策等について施設で検討・作成し、従業者に周知徹底していますか。 | はいいいえ |
| （５）利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はいいいえ |
| （６）上記（５）のための損害賠償保険に加入していますか。 | はいいいえ |
| ※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。 |
| 66虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。　①　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。　②　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。　③　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はいいいえ　 | 条例第58条の2省令第54条の2解釈通知第三の3（48） |
| ※　虐待防止委員会の役割は、下記のの３つがあります。・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）※　専任の虐待防止担当者（必置）を決め、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。なお、法人単位での委員会設置も可能です。※　虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。※　虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要ですが、身体拘束適正委員会と一体的に設置・運営することができます。※　虐待防止のための対策について具体的には、次のような対応を想定しています。ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告すること。ウ 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。※　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ 虐待発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針※　事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えません。※　虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置してください。※１年間の経過措置を設けており、令和4年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |
| 67会計の区分 | 　サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、事業ごとに会計を区分していますか。 | はいいいえ | 条例第59条省令第55条 |
| 68地域との連携等 | 　地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第57条省令第53条 |
| ※　地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めてください。 |
| 69記録の整備 | 　従業者、設備、備品、会計及び利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備していますか。　また、少なくとも次の記録については、そのサービスを提供した日から５年以上保存していますか。 | はいいいえ | 条例第60条省令第56条 |
| ＜整備・保管すべき記録＞　　　　　1. 個別支援計画
2. サービス提供記録
3. 利用者に関する市町村への通知に係る記録　（項目53参照）
4. 身体的拘束等の記録
5. 苦情内容等の記録
6. 事故状況・処置の記録
 |
| 70変更の届出等 | 障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、10日以内に、その旨を市長（障がい福祉課）に届け出ていますか。 | はいいいえ | 法第46条第3項法施行規則第34条の26平18障発第1031001号厚労省部長通知 |
| * 集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届に係る添付書類一覧」の項目に掲載している事項に変更があった際には、必ず変更届を提出してください。
 |
| * 介護給付費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月１５日までに届出が必要です。
* 事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の１月前までに届け出てください。
 |

第６　介護給付費（訓練等給付費）の算定及び取扱い

* 生活介護、短期入所、施設入所支援…この自主点検表を用いて点検してください。
* 就労移行支援、就労継続支援B型…「就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）」の自主点検表の、「第５　介護給付費（訓練等給付費）の算定及び取り扱い」を用いて点検してください。
* 自立訓練（生活訓練・機能訓練）…「自立訓練（生活訓練）」の自主点検表の「第５　訓練等給付費の算定及び取り扱い」を用いて点検してください。

| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| 71生活介護サービス費生活介護 | （１）サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表の第６により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。 | はいいいえ | 告示別表第6の1報酬通知第二２（6） |
| （２）生活介護サービス費については、利用定員及び障害支援区分に応じて所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ |
| （３）開所時間減算運営規程に定める営業時間（送迎のみを実施する時間を含まない）が６時間未満に該当する場合、所定単位数にそれぞれの割合を乗じて算定（減算）していますか。　　①営業時間が4時間未満である場合　　　　　　　　　　→　50/100　　②営業時間が4時間以上6時間未満である場合　　→　70/100　　 | はいいいえ該当なし | 告示別表第6の1注6報酬通知第二2(6)② |
| （４）短時間利用減算前３月の利用者の平均利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の50/100以上に該当する場合、所定単位数に70/100を乗じて算定（減算）していますか。 | はいいいえ該当なし | 告示別表第6の1注5報酬通知第二2(6)② |
| * 前３月の平均利用時間：

前３月において当該利用者が利用した時間（送迎のみを実施する時間を含まない。）の合計時間を利用日数で除して得た時間* 送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により５時間未満の利用となった利用者を除く。
 |
| * （３）及び（４）双方の減算事由に該当する場合、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算します。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して減算してください。
 |
| （５）定員81人以上の減算一体的な運営が行われている定員81人以上の事業所の場合、所定単位数に991/1000を乗じて算定（減算）していますか。 | はいいいえ該当なし | 告示別表第6の1注7報酬通知第二2(6)② |
| ※　一体的な運営とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいいます。 |
| （６）医師未配置減算医師が配置されていない場合、１日につき１２単位を減算していますか。 | はいいいえ該当なし | 告示別表第6の1注8 |
| 72短期入所サービス費短期入所 | （１）サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」（以下「告示別表」という）の第７により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。 | はいいいえ | 告示別表第7の1報酬通知第二の2(7) |
| （２）福祉型短期入所サービス費及び福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）については、次に該当する場合に、障害支援区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。　[ ] 福祉型（強化）短期入所サービス費(Ⅰ)　　……障害支援区分１以上に該当する者にサービスを行った場合　[ ] 福祉型（強化）短期入所サービス費（Ⅱ）　　……障害支援区分１以上に該当する者が、指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等、指定就労継続支援Ｂ型等を利用した日にサービスを行った場合　[ ] 福祉型（強化）短期入所サービス費(Ⅲ)　　……障害児支援区分１以上に該当する障がい児にサービスを行った場合　[ ] 福祉型（強化）短期入所サービス費（Ⅳ）　　……障害児支援区分１以上に該当する障がい児が、指定通所支援等を利用した日にサービスを行った場合 | はいいいえ |
| * 福祉型強化短期入所サービス費については、さらにスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等を支援するために、看護職員を常勤で1人以上配置する場合にそれぞれ算定します。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等がいない日については福祉型短期入所サービス費を算定してください。
 |
| ※　短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含みます。ただし、同一の敷地内における指定短期入所事業所、共生型短期入所事業所、指定共同生活援助事業所等、指定障害者支援施設等の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（「隣接事業所等」）の間で、利用者が隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については、入所の日は含み、退所の日は含みません。（例えば、短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等に入所したような場合は、入所に切り替えた日は短期入所サービス費を算定しません）。 |
| 73施設入所支援サービス費施設入所 | （１）サービスに要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」（以下「告示別表」という）の第９により算定する単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。 | はいいいえ | 告示別表第9の１報酬通知第二の2（9） |
| （２）施設入所支援サービス費については、利用定員及び障害支援区分に応じ、１日につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ |
| （３）施設入所支援サービス費の算定に当たっては、ある月（歴月）において次のいずれかの場合に、その翌月において利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位の利用者の全員）について、所定単位数（※）の95/100を乗じて算定（減算）していますか。　 | はいいいえ該当なし | 告示別表第9の1注3報酬通知第二の1(9) |
| 　①　夜勤時間帯（午後１０時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する１６時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合　②　夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した場合 |
| （※）　所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。 |
| （４）管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合は、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を減算していますか。　 | はいいいえ該当なし | 告示別表第9の1注4報酬通知第二2(9)③ |
| ※　労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置されているものとして取扱います。※　調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となります。 |
| 74通則 | （１）加減算が必要となる所定単位数の算定に当たり小数点以下の端数が生じた場合、そのつど四捨五入し整数値にして計算していますか。 | はいいいえ | 報酬通知第二1(1) |
| （２）障害福祉サービス種類相互の算定関係　　　介護給付費（訓練等給付費）について、同一時間帯に複数の障害サービスに係る報酬を算定していませんか。 | はいいいえ | 報酬通知第二1(2) |
| ※　生活介護等の日中活動サービスを受けている時間帯に居宅介護の家事援助報酬を算定することはできない。※　日中活動サービスの報酬は1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、同一日に複数の日中活動サービス報酬を算定することはできない。（宿泊型生活訓練を除く） |
| （３）定員超過利用減算定員超過が次の例に該当する場合に、所定の減算を行っていますか。 | はいいいえ | 報酬通知第二1(7) |
| 1. 直近過去３月間の利用者数の延べ数

【生活介護】　　○定員12人以上　→定員×開所日数×125/100を超える場合　　○定員11人以下　→（定員＋３）×開所日数を超える場合　【短期入所、施設入所支援】　　○定員×開所日数×105/100を超える場合例：１～３月の延べ利用者数が基準を超過　→４月の１月間、利用者全員につき減算 |
| 　②　1日の利用者数　【生活介護】　　○定員50人以下　→定員×150/100を超える場合　　○定員51人以上　→（定員－50）×125/100＋75を超える場合　【短期入所、施設入所支援】　　○定員50人以下　→　定員×110/100を超える場合　　○定員51人以上　→　(定員-50)×105/100＋55例：6月1日の利用者数が基準を超過　→6/1の利用者全員につき減算。* 短期入所の定員超過特例加算を算定している期間は除きます。
 |
| 1. 人員欠如減算【施設入所を除く】

人員欠如がある場合、所定の減算を行っていますか。 | はいいいえ該当なし | 報酬通知第二1(8) |
| 【生活介護】①　指定基準により事業所に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士、成果牛延引、生活支援員の員数を満たしていない場合　　ア　減算が適用される月（※）から３月未満の月　→70/100　　イ　減算が適用される月から連続して３月以上の月　→50/100　　　（※）減算が適用される月…○　基準上必要な員数から１割を超えて欠如した場合　　　その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算　　　○　１割までの範囲内で欠如した場合　　　　翌々月から解消に至った月まで利用者全員について減算（翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。②　サービス管理責任者の員数を満たしていない場合　　ア　減算が適用される月（※）から５月未満の月　→70/100　　イ　減算が適用される月から連続して５月以上の月　→50/100（※）減算が適用される月…翌々月から解消に至った月まで利用者全員について減算（翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。【短期入所】➂　指定基準により事業所に置くべき従業者の員数を満たしていない場合　　ア　減算が適用される月から３月未満の月　→70/100　　イ　減算が適用される月から連続して３月以上の月　→50/100 |
| （５）個別計画未作成減算【短期入所を除く】利用者の個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）を作成していない場合、所定の減算を行っていますか　　①作成されていない期間が３月未満の場合→70/100　②作成されていない期間が３月以上の場合→50/100 | はいいいえ該当なし | 報酬通知第二1（10） |
|  | * 次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する利用者について減算します。

　①サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。　②個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。 |
| （６）身体拘束廃止未実施減算身体拘束等に係る記録をしていない場合、１日につき５単位の減算を行っていますか。 | はいいいえ該当なし | 報酬通知第二1(12) |
| * 身体拘束等に係る記録・・・その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項
* 身体拘束等に係る記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに市長に改善計画を提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算する。
* 項目52「身体拘束等の禁止」参照。
 |
| * ただし、R5年3月31日までの間は、上記基準を満たしていない場合でも減算は不要です。

→「項目５７　身体拘束の禁止」参照 |
| 75－1福祉・介護職員処遇改善加算 | （１）福祉・介護職員処遇改善加算福祉・介護職員の賃金の改善等について、市に届出を出し、サービス費の本体報酬＋加算（減算）の単位数に、所定の割合に相当する単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の14第7の13第9の14報酬通知第二2(1)㉑を参照 |
| [ ] 　加算（Ⅰ）[ ] 　加算（Ⅱ）[ ] 　加算（Ⅲ） | （１）－１福祉・介護職員の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| （１）－２処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。 | はいいいえ |
| 1. －３

事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。 | はいいいえ |
| 1. －４

算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法等その他の労働に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられていませんか。 | はいいいえ |
| 1. －５

労働保険料の納付は適切に行われていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算（Ⅰ）[ ] 　加算（Ⅱ）[ ]  加算（Ⅲ）※（Ⅲ）は右記のいずれかに適合 | （１）－６　【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件（賃金に関するものを含む）、職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く）を定め、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| （１）－７　【キャリアパス要件Ⅱ】職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、福祉・介護職員の資質向上の目標及び、以下のいずれかに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。[ ] 　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと[ ] 　資格取得のための支援を実施すること | はいいいえ |
|  | [ ] 　加算（Ⅰ） | （１）－８　【キャリアパス要件Ⅲ】福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算（Ⅰ）[ ] 　加算（Ⅱ） | （１）－９　【職場環境等要件】平成２７年４月から届け出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善に関するものを除く。）の内容及び当該処遇改善に要した費用の全てを福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| * 賃金改善に関するものを除く処遇改善については、厚労省「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成３１年３月２６日　障障発0326第2号）の別紙１表６を参照してください。
 |
| [ ]  加算（Ⅲ） | （１）－１０　【職場環境等要件】平成２０年１０月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善に関するものを除く。）の内容及び当該処遇改善に要した費用の全てを福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| * 賃金改善に関するものを除く処遇改善については、厚労省「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成３１年３月２６日　障障発0326第2号）の別紙１表６を参照してください。
 |
| ※　算定期間は、令和6年3月31日まで、となっています。 |  |
| ＜各加算の算定要件まとめ＞　加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。[ ] 加算(Ⅰ)　　キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。[ ] 加算(Ⅱ)　　キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。[ ] 加算(Ⅲ)　　キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。※　下記については令和３年３月３１日時点で算定している事業所について、令和４年３月３１日まで算定可能となります。[ ] 加算(Ⅳ)　　キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。[ ] 加算(Ⅴ)　　キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれの要件も満たさないこと。 |
| 75-.2福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | （２）福祉・介護職員等特定処遇改善加算　福祉・介護職員の賃金の改善等について、市に届出を出し、所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の16第7の15第9の16報酬通知第二2(1)㉒を参照 |
| [ ] 　加算（Ⅰ） | （２）－１　【配置等要件】　項目81の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算（Ⅰ）[ ] 　加算（Ⅱ） | （２）－２　【現行加算要件】　（１）の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していますか。 | はいいいえ |
| （２）－３　【職場環境等要件】　平成２０年１０月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善に関するものを除く。）の内容及び当該処遇改善に要した費用の全てを福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| * 賃金改善に関するものを除く処遇改善については、厚労省「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年５月１７日　障障発0517第1号）の別紙１表３を参照してください。
* 別紙１表３の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分ごとに１つ以上の取組を行ってください。
 |
| （２）－４　【見える化要件】　上記（３）－３の処遇改善の内容について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していますか。公表方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | はいいいえ |
| ※当該要件については令和２年度より算定要件となります。 |
| （２）－５介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士、心理指導担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち１人は、賃金改善に要する費用の額が月額８万円以上、又は改善後の賃金見込額が年額４４０万円以上となっていますか。 | はいいいえ |
| ※ただし、特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではありません。 |
| （２）－６　経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上となっていますか。 | はいいいえ |
| （２）－７　障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上となっていますか。 | はいいいえ |
| ※ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではありません。 |
| （２）－８　障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く）の改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回っていませんか。 | はいいいえ |
| （２）－９　上記（３）－５から（３）－８の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知していますか。 | はいいいえ |
| （２）－１０　特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。 | はいいいえ |
| （２）－１１　事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。 | はいいいえ |
| 76-1常勤看護職員等配置加算生活介護 | 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）の配置が条件に該当しているものとして市に届出を出し、単位ごとの利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の3の2報酬通知第二2(6)⑤ |
| [ ] 加算(Ⅰ) | 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を常勤換算方法で１以上配置していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算(Ⅱ) | 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を常勤換算方法で２以上配置し、次のいずれかに該当する者に対して指定生活介護等を行っていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算(Ⅲ) | 常勤換算方法で３以上の看護職員を配置しており、２人以上のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っていますか。 | はいいいえ |
| * （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）いずれかのみ算定できます。
* 定員超過利用減算、人員欠如減算に該当する場合、算定できません。
 |
| 76-2常勤看護職員等配置加算短期入所 | （１）看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）の配置が条件に該当しているものとして市に届出を出し、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第7の2の2報酬通知第二2(7)⑪ |
| （２）常勤換算方法で１人以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を配置していますか。 | はいいいえ |
| * 定員利用超過減算、人員欠如減算に該当する場合、算定できません。
 |
| 77利用者負担上限額管理加算生活介護短期入所 | 　事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の9,第7の7報酬通知第二2(6）⑫等→2(1）⑲を準用 |
| ※　他の事業所の利用があって、利用者負担額合計額の管理を行った場合は、上限額に達しているか否か、また自らの事業所の利用の有無を問わず、加算の対象となります。 |
| 78食事提供体制加算生活介護短期入所 | （１）市に届出を出し、食事提供体制加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の10、第7の8報酬通知第二2(6）⑬、第二の2（7）⑱ |
| （２）低所得等である利用者に対して食事提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日（未定）までの間、1日につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ |
| ※生活介護の場合は、個別支援計画等により食事の提供を行うこととなっている必要があります。※本加算は、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能です。体調不良等により食事をしなかった場合も算定可能ですが、欠席の場合は算定できません。※1日に複数回の食事を提供したとしても、算定は1日1回のみ（提供体制に係る加算）です。※利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が日単位で支給されることから、この加算は算定できません。 |
| （３）事業所に従事する調理員による食事の提供又は調理業務を第三者に委託している等食事提供の体制を整えていますか。 | はいいいえ |
| ※原則として当該事業所内の調理室を使用して調理した場合に算定するものですが、食事の提供に関する業務を当該事業所の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えありません。※事業所外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ、クックサーブ又は真空調理（真空パック）法により調理を行う過程において急速冷凍したものを再度加熱して提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものは、事業所外で調理し搬入する方法も認められます。（単に出前や市販の弁当を購入し、利用者に提供する方法は不可） |
| 79送迎加算生活介護短期入所 | （１）市に届出を出し、利用者に対して、その居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の12、第7の12報酬通知第二2(6）⑮、第二（7）㉒ |
| 【生活介護】[ ] 　加算（Ⅰ）[ ] 　加算（Ⅱ） | ①　１回の送迎につき平均10人以上（定員20人未満の事業所は平均で定員の50／100以上）が利用していますか。 | はいいいえ |
| 1. 週３回以上の送迎を実施していますか。
 | はいいいえ |
| （２）【生活介護】多機能型事業所又は同一敷地内の複数の事業所の場合は、送迎加算については一つの事業所として取り扱っていますか（サービス事業所ごとに送迎が行われており、市が認めた場合はこの限りではありません）。 | はいいいえ該当なし |
| ※　送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えありませんが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象となりません。 |
| （３）同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、（１）の70/100を算定していますか。 | はいいいえ該当なし |
| （４）【生活介護】「区分５」若しくは「区分６」に該当する者又は「区分４以下」の者であって「厚労省543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の点数の合計が10点以上である者」又は「喀痰吸引等を必要とする者」が利用者合計の100分の60以上であるとして市に届出をした場合に、（１）に加えて、所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ該当なし |
| 80人員配置体制加算生活介護 | （１）市に届出をし、人員配置体制加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 報酬告示別表第六の２注１～注３報酬通知第二の2(6)③ |
| [ ] 　加算（Ⅰ） | 1. －１

生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を１．７で除して得た数以上ですか。 | はいいいえ |
| （２）－２区分５若しくは６に該当する（若しくは準ずる）利用者が利用者の合計数の60/100以上ですか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算（Ⅱ） | 1. －１

　生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を２で除して得た数以上ですか。 | はいいいえ |  |
| 1. －２

　区分５若しくは６に該当する（若しくは準ずる）利用者が利用者の合計数の50/100以上ですか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算（Ⅲ） | （４）生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を２．５で除して得た数以上ですか。 | はいいいえ |
| 81福祉専門職員配置等加算生活介護 | 生活支援員又は共生型生活介護従業者（「生活支援員等」）の配置が次の条件に該当しているものとして市に届出を出し、１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の3報酬通知第二2（6）④→2(5)④を準用 |
| [ ] 　加算(Ⅰ) | 　生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上となっていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算(Ⅱ) | 　生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の25以上となっていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算(Ⅲ) | 　次のいずれかに該当していますか。[ ] 　生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上[ ] 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上 | はいいいえ |
| 82視覚・聴覚言語障害者支援体制加算生活介護施設入所 | （１）条件に該当しているものとして市に届出を出し、1日につき所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の4、第9の4の2報酬通知第二2(6)⑥、第二2（9）⑦ |
| （２）視覚障害者、聴覚障害者又は言語機能障害者（以下「視覚障害者等」という。）である利用者の数（重度の視覚障害者、重度の聴覚障害者、重度の言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者に２を乗じて得た数とする）が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上ですか。 | はいいいえ |
| （３）視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、基準上の人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除した数以上配置していますか。 | はいいいえ |
| 83初期加算生活介護 | 　サービスの利用開始日から起算して30日以内の期間、サービスを提供した場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の5注報酬通知第二2(6)⑦ |
| * 加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が利用した日数
* 初期加算の期間終了後、同一敷地内の事業所等へ転所する場合は、加算対象となりません。
* 利用者が過去3月間に、指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できます。
* 指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所の利用者が日を空けることなく引き続き施設等に入所した場合は、入所直前の短期入所の利用日数を30日から引いて得た日数に限り算定できます。
* 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できます。（病院と事業所が同一敷地内の場合を除きます）
* 宿泊型自立訓練と同一敷地内の日中活動サービスを利用している者は、宿泊型の利用開始から30日以内の期間、宿泊型のみ算定できます。
 |
| 84訪問支援特別加算生活介護 | （１）訪問支援特別加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の6報酬通知第二2(6）⑧ |
| （２）継続してサービスを利用する利用者について、連続して5日間利用がなかった場合（※１）において、従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ利用者の同意を得て、利用者の居宅を訪問して相談援助等（※２）を行った場合に、1月につき2回を限度として、個別支援計画に位置づけられた内容のサービスに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ該当なし |
| （※１）　「利用がなかった場合」：3ヶ月以上継続的に利用していた者が、最後に利用した日から中5日間以上連続して利用がなかった場合。この5日間とは開所日数（利用予定日のみではない）で5日間のこと。（※２）　「相談援助等」：家族等との連絡調整、引き続き生活介護を利用するための働きかけや、個別支援計画の見直し等の支援※　1月に2回算定する場合は、当該加算の算定後又は生活介護の利用後、再度5日間以上連続して利用がなかった場合のみ対象となります。 |
| 85欠席時対応加算生活介護 | （１）欠席時対応加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の7報酬通知第二2（6）⑨ |
| （２）利用者が、利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合（※１）において、従業者が、利用者又は利用者の家族等への連絡調整を行うとともに、利用者の状況等を記録し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行った場合（※２）に、１月につき4回を限度に、１回につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| （※１）利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合（※２）サービス提供記録等に利用者の状況を記録し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、その内容を記録してください（欠席連絡を受けたのみでは不十分）。 |
| 86リハビリテーション加算生活介護 | （１）条件に該当しているものとして市に届出を出し、リハビリテーション実施計画を策定している利用者に対して、1日につき所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の8報酬通知第二2(6)⑪ |
| [ ] 　加算（Ⅰ） | 頚椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者 |
| [ ] 　加算（Ⅱ） | （１）以外の障害者 |
| （２）医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していますか。 | はいいいえ |
| （３）実施計画に従って、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状況を定期的に記録していますか。 | はいいいえ |
| （４）実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。 | はいいいえ |
| （５）障害者支援施設等の利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していますか。 | はいいいえ |
| （６）上記（５）以外の利用者については、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、その他の障害福祉サービス事業所等の従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していますか。 | はいいいえ |
| * リハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意してください。
* 実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもって実施計画原案の作成に代えることができます。
* 実施計画を作成した利用者が当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものです。
 |
| ※　詳細は、「リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成21年3月31日障障発第0331003号）」を参照してください。※　リハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。障害を有する者が参加する場合はその障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。 |
| 87延長支援加算生活介護 | （１）条件に該当しているものとして市に届出を出し、延長支援加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の11報酬通知第二2(6)⑭ |
| （２）運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間（延長時間帯）において、個別支援計画等に基づきサービスを行った場合に、当該利用者に対し、当該サービスを行うのに要した時間に応じて所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ |
| （３）延長時間帯に基準上置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限ります。）を1名以上配置していますか。 | はいいいえ |
| ※　営業時間には送迎のみを実施する時間を含みません。※　個々の利用者の実利用時間は問いません。提供時間8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を行った場合は対象となります。 |
| 88障害福祉サービスの体験利用支援加算生活介護 | 　（１）指定障害者支援施設等において生活介護等を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等におくべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の13報酬通知第二2(6）⑯ |
| 　①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 |
| 　②　以下に掲げる障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合ア　体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整イ　体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等ウ　利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 |
| ※　指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の基本報酬等は算定できないことに留意してください。※　当該加算は、体験利用日に算定することが原則ですが、上記②の支援を、体験利用日以前に行った場合は、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えありません。 |  |  |
| 【対象期間】○障害福祉サービスの体験的利用支援加算(Ⅰ)：体験的な利用支援を開始した日から起算して5日以内○障害福祉サービスの体験的利用支援加算(Ⅱ)：体験的な利用支援を開始した日から起算して6日以上15日以内 |
| （２）運営規程に、地域生活支援拠点等に位置付けられていることが規定されているものとして市長に届け出た場合、1日につき所定単位数をさらに加算していますか。 | はいいいえ該当なし | 告示別表第6の13報酬通知第二2(6）⑯ |
| 89就労移行支援体制加算生活介護 | 　生活介護等を利用した後に就労し（就労A型への移行を除く）企業等に連続6月以上雇用されている者（就労定着者※）が、前年度において1人以上いるものとして市長に届出をした場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に、前年度の就労定着者数を乗じて得た単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第6の13の2報酬通知第二2(6)⑰ |
| * 就労定着者・・・（例）令和元年10月1日に就職した者は令和2年3月31日に6月に達した者となります。
 |
| 90短期利用加算短期入所 | 　利用開始日から起算して３０日以内の期間について、1年につき３０日を限度として１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第7の2報酬通知第二2(7)⑩ |
| * 1年の起算日は最初に利用を開始した日となります。
* 平成30年3月31日までに利用していた利用者については、平成31年3月31日までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定が可能でした。
 |
| 91医療的ケア対応支援加算短期入所 | 福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定短期入所等を提供する場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第7の2の3報酬通知第二2(7)⑫ |
| 92重度障害児・障害者対応支援加算短期入所 | 福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定する指定短期入所事業所等において、区分５若しくは区分６又は障害児支援区分３の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者数の50/100以上である場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第7の2の4報酬通知第二2(7)⑬ |
| 93医療連携体制加算短期入所 | 医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、看護を受けた利用者に対し、１日につき所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第7の5報酬通知第二2(7)⑯ |
| [ ] 加算（Ⅰ） | （1）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、利用者１人に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、算定していますか（１回の訪問につき8名を限度）。 | はいいいえ |
| 福祉型強化短期入所サービス費、医療型（特定）短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の対象となる利用者又は生活介護等、機能訓練を行う施設等において短期入所等を行う利用者は対象外です。 |
| [ ] 加算（Ⅱ） | （2）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に算定していますか（１回の訪問につき8名を限度）。 | はいいいえ |
| 福祉型強化短期入所サービス費の対象となる利用者は対象外です。 |
| [ ] 加算（Ⅲ） | （3）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に算定していますか（１回の訪問につき8名を限度）。 | はいいいえ |
| 福祉型強化短期入所サービス費の対象となる利用者は対象外です。 |
| [ ] 加算（Ⅳ） | （4）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、利用者に対して４時間未満の看護を行った場合に算定していますか（１回の訪問につき8名を限度）。 | はいいいえ |
| ※　福祉型強化短期入所サービス費の対象となる利用者又は医療連携体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定している利用者は対象外です。 |
| [ ] 加算（Ⅴ） | （5）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、利用者に対して４時間以上の看護を行った場合に算定していますか（１回の訪問につき8名を限度）。 | はいいいえ |
| ※　福祉型強化短期入所サービス費の対象となる利用者又は医療連携体制加算（Ⅲ）を算定している利用者は対象外です。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅵ） | （6）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、利用者に対して８時間以上の看護を行った場合に算定していますか（１回の訪問につき３名を限度）。 | はいいいえ |  |
| ※　福祉型強化短期入所サービス費の対象となる利用者は又は医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定している利用者は対象外です。 |
| [ ] 加算（Ⅶ） | （7）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等の指導を行った場合、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ |
| ※　福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費の対象となる利用者は対象外です。 |
| [ ] 加算（Ⅷ） | （8）喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 | はいいいえ |
| ※　医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ）の算定対象となる利用者は対象外です。 |
| [ ] 加算（Ⅸ） | （9）－１訪問看護ステーション等との連携により、看護師を１名以上確保していますか。 | はいいいえ |
| ※　准看護師ではこの加算は認められません。※　同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、併任する職員として配置することも可能です |
| （9）－２看護師により２４時間連絡できる体制を確保していますか。 |
| （9）－３重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていますか。 |
| * 「重度化した場合の対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、急性期における医師や医療機関との連携体制等が考えられます。
* 福祉型強化短期入所サービス費、医療型（特定）短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者（以下、「福祉型強化短期入所サービス等利用者」）は対象外です。
 |
| 【加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）共通】* あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払います。
* 当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けてください。この場合指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残してください。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示が行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えないです。
* 看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載してください。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。
* 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。
* 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所事業所等が負担するものとします。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保健局医療課長通知）を参照のこと。）

※　【加算（Ⅰ）から（Ⅴ）共通】看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱ってください。　ア…医療連携加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い　　医療連携加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。　イ…医療連携加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い医療連携加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。　ウ…ア及びイの利用者について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。※　【加算（Ⅵ）】看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算（Ⅴ）又は（Ⅵ）を算定する利用者を合算して３人を限度とします。※　医療体制加算（Ⅳ）から（Ⅵ）における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、１日の訪問時間を合算した時間とします。※　【加算（Ⅸ）】　第二3(8)㉒を準用する。ただし、看護師１人につき、算定可能な利用者数は２０人を上限とする取り扱いについては適用しません。 |
| 94栄養士配置加算短期入所 | （１）基準のいずれにも適合するものとして市に届け出た場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第7の6報酬通知第二2(7)⑯ |
| [ ] 加算（Ⅰ） | 1. －１

常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していますか。 | はいいいえ |
| （２）－２利用者の生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅱ） | 1. －１

管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していますか。 | はいいいえ |
| （３）－２利用者の生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていますか。 | はいいいえ |
| * 調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できません。
* 医療型（特定）短期入所サービス費を算定している場合は算定しません。

※　障害者支援施設等の併設型又は空床利用型の事業所については、本体施設における管理栄養士等の配置状況に応じて算定することができます。 |
| 95緊急短期入所受入加算短期入所 | 　現に利用定員の100分の95に相当する数の利用者に対応している指定短期入所事業所において、緊急に受ける必要がある者に対し居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、緊急に行った場合に、その日から起算して7日（やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第7の9報酬通知第二2(7)⑲ |
| ○緊急短期入所受入加算（Ⅰ）・・・福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合。○緊急短期入所受入加算（Ⅱ）・・・医療型短期入所サービス費等を算定している場合。 |
| 　①　緊急利用枠に緊急利用者を受け入れたとき、当該緊急利用者のみ加算します。　②　「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいいます。　③　緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録してください。　④　既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は、利用希望者に対し、別の事業所を紹介するなど適切な対応を行ってください。　⑤　本加算の算定対象期間は原則として７日以内となります。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、７日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができます。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討してください。⑥　(Ⅱ)の場合、緊急受入に対応するため、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化してください。また、空床の有効活用を図る観点から、当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めてください。 |
| 96定員超過特例加算短期入所 | 緊急にサービスを受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、利用者の定員を超過して、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第7の10報酬通知第二2(7)⑳ |
| * 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定可能です。
* 「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいいます。新規の利用者に限られるものではなく、既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となります。
* 当該加算を算定している場合、定員超過減算及び大規模減算は適用しません。
* 算定期間等の詳細についてはH30Q&A（vol.1）問17～20を参照してください。
 |
| 97-1重度障害者支援加算短期入所 | （１）重度障害者支援加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第7の3報酬通知第二2(7)⑬ |
| [ ] 加算（50単位） | （２）区分６(障がい児にあっては、これに相当する心身の状態)に該当し、意思疎通に著しい支障がある者であって、次のいずれかに該当する者に対し、指定短期入所等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　報酬告示第２の１の注１に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であって、四肢全てに麻痺等があり、かつ寝たきりの状態にある者のうち、人工呼吸器による呼吸管理を行っている者又は最重度の知的障がいのある者[ ] 　認定調査票等における行動関連項目（第543号告示の別表第2）の合計が１０点以上であること。 |
| [ ] 加算（10単位） | （３）強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行った場合、さらに10単位を算定していますか。 | はいいいえ該当なし |
| 97-2重度障害者支援加算施設入所 | （１）市に届出を出し、重度障害者支援加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の3報酬通知第二2(9）⑤ |
| [ ] 加算（Ⅰ） | 1. －１

医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者(生活介護を受けるものに限る)又はこれに準ずる者が、利用者の数の合計の100分の20以上ですか。 | はいいいえ |
| （２）－２指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で１人以上の看護職員又は生活支援員を配置していますか。 | はいいいえ |
| 1. －３

障害支援区分が６で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障がい者が2人以上利用している場合に、指定施設入所支援の提供を行ったときは、さらに1日につき所定単位数に２２単位を加算していますか。 | はいいいえ該当なし |
| [ ] 加算（Ⅱ） | 1. －１

認定調査票等における行動関連項目（第543号告示の別表第2）の点数の合計が10点以上に該当する者が1人以上利用していますか。 | はいいいえ |
| 1. －２

　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」）を１以上配置し、支援計画シート等を作成していますか。 | はいいいえ |
| * 強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しません。
* サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を終了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とします。
* 支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、１日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意してください。
 |
| [ ] 加算（Ⅱ）個別の評価（180単位） | （４）－１　指定基準及び人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下「基礎研修修了者」）を１以上配置していますか。 | はいいいえ |
| ※　従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成３１年３月３１日までの間は、実践研修修了者及び基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成し、その研修受講予定者の支援で算定できましたが、本経過措置は平成３１年３月３１日をもって終了となりました。 |
| （４）－２実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該利用者について算定していますか。 | はいいいえ |
| （４）－３基礎研修修了者１人あたりの利用者の数が５を超える場合には、５を超える数については算定していませんか。 | はいいいえ |
| ※　適切な支援を行うため、基礎研修修了者は４時間程度は従事する必要があります。 |
|  | [ ] 加算（Ⅱ）個別の評価（500単位） | 1. －１

　上記の個別の評価（180単位）の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、１日につき所定単位数に更に500単位を加算していますか。 | はいいいえ |  |
| ※　重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するために特に手厚い支援を要することを評価したものです。 |
|  | * （Ⅰ）（Ⅱ）いずれかのみ算定できます。
* 加算（Ⅱ）は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意してください。
 |  |  |
| 98夜勤職員配置体制加算施設入所 | （１）市に届け出を出し、夜勤職員配置体制加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の2報酬通知第二2(9）④ |
| （２）夜勤を行う生活支援員を、次のとおり配置していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 前年度の利用者数の平均値が21人以上40人以下の場合…２人以上[ ] 前年度の利用者数の平均値が41人以上60人以下の場合…３人以上[ ] 前年度の利用者数の平均値が61人以上場合…３人に、前年度の利用者の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 |
| 99夜間看護体制加算施設入所 | （１）市に届け出を出し、夜間看護体制加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の4報酬通知第二2(9）⑥ |
| （２）項目98「夜勤職員配置体制加算」が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間をとおして、生活支援員に替えて看護職員を１以上配置していますか。 | はいいいえ |
| * 重度障害者支援加算(Ⅰ)の算定対象となる看護職員を除きます。
* 原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できません。
 |
| 100入所時特別支援加算施設入所 | 　新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の5報酬通知第二2(9）⑧ |
| * 加算の算定は、暦日で30日間のうち利用者が利用した日数
* 加算の期間終了後、同一敷地内の事業所等へ転所する場合は、加算対象としません。
* 利用者が過去3月間に、指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できます。
* 30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合は、初期加算を算定できます。（病院と施設が同一敷地内の場合を除きます。）
 |
| 101入院・外泊時加算施設入所 | 入院・外泊時加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の6報酬通知第二2(9）⑨ |
| [ ] 加算（Ⅰ） | 　「利用者が病院又は診療所への入院を要した場合」及び「利用者に対して居宅における外泊を認めた場合」に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として、所定単位に代えて、利用定員に応じそれぞれの単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 加算（Ⅱ） | 　「利用者が病院又は診療所への入院を要した場合」及び「利用者に対して居宅における外泊を認めた場合」に施設従業者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から８２日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ加算していますか。 | はいいいえ |
| ※(Ⅰ)、(Ⅱ)共通1. ９日を超える入院にあっては、従業者が特段の事情（利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指します。）のない限り、原則として１週間に１回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊の期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く。）について、１日につき所定単位数を算定してください。

②　入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録してください。また、入院の場合において、①の特段の事情により訪問ができなくなった場合について、その具体的な内容を記録してください。③　入所者の入院又は外泊の期間中で入院・外泊時加算の算定期間中にあっては、当該利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則ですが、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能です。ただし、この場合、入院・外泊時加算は算定できません。④　指定障害者施設等の入所者が、地域生活への移行へ向けて、体験的な指定共同生活援助等の利用を行う場合又は指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合にあっては、当該体験利用を行っている間について、当該加算を算定して差し支えありません。⑤　当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能です。 |
| 102入院時支援特別加算施設入所 | （１）入院時支援特別加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の7報酬通知第二2(9）⑩ |
| （２）家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が、病院又は診療所（同一敷地内に併設する場合を除く。）へ入院した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問して、連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、入院期間の日数に応じ、１月につき１回を限度として加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　施設近隣に家族等の居宅があり、家族等からの支援を受けることが可能な場合は加算できません。※　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊加算が算定される期間を除く）の日数が４日未満の場合は少なくとも１回以上、４日以上の場合は少なくとも２回以上訪問することが必要です。※　入院期間が４日以上であって、病院又は診療所への訪問回数が１回である場合については、４日未満に該当する単位数を算定してください。 |
| 103地域移行加算施設入所 | （１）地域移行加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の8報酬通知第二2(9）⑪ |
| （２）入所期間が１月を超えると見込まれる利用者（指定生活介護等を受ける者に限る）の退所に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合、入所中、２回を限度として、所定単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| （３）利用者の退所後３０日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として所定単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※退所前の相談支援に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談支援を行えば、当該支援について加算を算定できます。 |
| ※　次の場合には、算定できません。　①退所して病院又は診療所へ入院する場合　②退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合　③死亡退所の場合 |  |
| ※　相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うことが必要です。 |
| ※　地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものです。　ア　退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助　イ　食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助　ウ　退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助　エ　住宅改修に関する相談援助　オ　退所する者の介護等に関する相談援助 |
| 104体験宿泊支援加算施設入所 | 次の施設基準に適合する障害者支援施設等に入所する利用者が、地域移行支援の体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を利用する場合において、配置すべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の8の2報酬通知第二2(9)⑫ |
| ※施設基準運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして市長に届け出ること |
| * 施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行い、当該支援の内容を記録してください。

ア 体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整イ 体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等ウ 利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助* 当該加算は、地域相談支援報酬告示の体験宿泊加算を算定している期間に限り、１日につき所定単位数に代えて算定できます。
* 算定期間中は、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できます。
* 外泊の期間に初日及び最終日は含まないため、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は当該加算を算定できません。
* 算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能です。
 |
| 105地域生活移行個別支援特別加算施設入所 | （１）地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)　次の施設基準を満たす場合に、１日につき所定単位を加算していますか。①　指定基準の人員配置に加え、対象者に適切な支援を行うために必要な数の、生活支援員を配置できること。②　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され、指導体制が整えられていること。③　精神科を担当する医師による定期的な指導が1月に２回以上行われていること。④　医療観察法に基づく通院中の者及び刑務所から出所した障がい者等の支援に関する研修を年1回以上行っていること。⑤　保護観察所、更正保護施設、指定医療機関、精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整っていること。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の9報酬通知第二2(9）⑬ |
| ※　従業者に対する研修会については、原則として施設の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障がい者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある施設等の視察、関係団体を行う研修の受講等の方法により行うものとします。 |
| （２）地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)　地域移行個別支援加算(Ⅰ)が算定されている指定障害者支援施設等であって、次に掲げる者に対して、1日につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ該当なし |
| ①医療観察法に基づく入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けてから3年（通院期間が延長された場合はその期間）を経過していない者②　刑務所等から退所等の後3年以内に、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、施設を利用することとなった者（利用開始から3年以内で必要と認められる期間について加算対象となります。） |
| 106栄養マネジメント加算施設入所 | （１）基準のいずれにも適合するものとして市に届け出を出し、１日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の10報酬通知第二2(9）⑭ |
| （２）常勤の管理栄養士を1人以上配置していますか。　 | はいいいえ |
| ※　調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は算定できません。* 当該管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できます。
 |
| （３）入所者の栄養状態を施設入所時に把握し､医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して､入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。 | はいいいえ |
| * 栄養ケア・マネジメントは、個別支援計画の一環として行われることに留意してください。
* 栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができます。
* 栄養ケア計画については、入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。計画内容に同意を得られた日から算定を開始します。
 |
| （４）入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していますか。 | はいいいえ |
| * 栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものです。
* 低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月１回、体重測定をするなど、入所者の栄養状態の把握を行ってください。
 |
| （５）入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。 | はいいいえ |
| * モニタリングについては、栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者については、概ね２週間ごと、栄養状態のリスクが低い者については、概ね３月ごとに行ってください。
 |
| 107経口移行加算施設入所 | （１）経口移行加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の11報酬通知第二2(9）⑮ |
| （２）医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して､現に経管により食事を摂食している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成していますか。 | はいいいえ |
| ※　栄養マネジメント加算を算定している場合、経口移行計画は栄養ケア計画と一体のものとして作成してください。※　経口移行計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができます。※　経口移行計画については、入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。※　経口移行計画を作成する場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 |
| （３）計画に従い､医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合には､当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り､1日につき所定単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　栄養マネジメント加算を算定していない場合は加算できません。 |
| （４）経口移行計画基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理又は支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた場合であっても､経口による食事の摂食が一部可能な者であって､医師の指示に基づき､継続して経口による食事の摂食を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては､引き続き当該所定単位を加算していますか。 | はいいいえ該当なし |
| ※　180日を超えて栄養管理を実施する場合、医師の指示は概ね２週間ごとに必要です。※　経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合は、当該加算は算定できません。 |
| 108経口維持加算施設入所 | 経口維持加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の12報酬通知第二2(9）⑯ |
| [ ] 加算（Ⅰ） | （1）-1医師又は歯科医師（医師等）の指示に基づき、医師等、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して､摂食機能障害を有するものであって、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を月１回以上作成していますか。 | はいいいえ |
| ※　医師又は歯科医師の指示を受けた入所者が対象となりま　　　す。※　歯科医師が指示を行う場合であっては、指示を受ける管理栄養士等が、主治の医師の指導を受けている場合に限ります。※　経口維持計画は、栄養ケア計画と一体のものとして作成してください。※　経口維持計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができます。※　経口維持計画については、入所者又はその家族に説　　明し、同意を得てください。※　経口維持計画を作成する場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 |
| （1）-2　計画に従い､医師等の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂食を進めるための特別な管理を行った場合、当該計画が作成された日から起算して６月以内の期間に限り､１月につき所定単位数を加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定できません。※　経口移行加算を算定している場合は算定できません。※　経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算（Ⅱ）は算定できません。 |
| （1）-3　入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して６月を超えた場合でも、引き続き接触機能障害及び誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該入所者の同意が得られた場合、引き続き算定していますか。 | はいいいえ |
| ※　医師又は歯科医師に指示は、概ね１月ごとに受けてください。 |
| [ ] 加算（Ⅱ） | （2）　協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、（1）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に、１月につき加算していますか。 | はいいいえ |
| ※　食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか１名以上が加わえ、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定してください。 |
| ※　食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定していますが、やむを得ない理由により、参加するべきものの参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報提供を行うことで算定可能とします。※　食事の中止、十分な排泄、医師又は歯科医師との緊密な連携等が迅速に行われる体制を取ってください。 |
| 109口腔衛生管理体制加算施設入所 | 市に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師に指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合に、１月につき算定していますか。 | はいいいえ | 告示別表第9の12の2報酬通知第二2(9）⑰ |
| ※　「口腔ケアに係る技術的な助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔状況の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のいずれかに係る技術的な助言及び指導を言います。※　「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については以下の事項を記載してください。　ア　当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題　イ　当該施設における目標　ウ　具体的対策　エ　留意事項　オ　当該施設と歯科診療機関との連携状況　カ　歯科医師からの指示内容（歯科衛生士が助言・指導を行った場合）　キ　その他必要と思われる事項※　医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生士指導料が算定された日の属する月であっても算定可能ですが、口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する助言及び指導は上記の診療及び指導の実施時間外に行ってください。※　入所者の口腔機能の維持・向上のため、年１回以上を目安として、定期的な歯科検診を実施することが望ましいです。 |
| 110口腔衛生管理加算施設入所 | （1）市に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを２回以上行うこと。②歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。③歯科衛生士が、入所者の口腔に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。 | はいいいえ | 告示別表第9の12の3報酬通知第二2(9）⑱ |
| ※　口腔衛生管理体制加算を算定していない場合、当該加算は算定できません。※　歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、口腔状況により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行ってください。 |
| （２）当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族に確認するとともに、当該サービスについて説明し、提供に関する同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| ※　医療保険において、訪問歯科衛生指導料が３回以上算定された月は算定できません。 |
| （３）歯科医師の指示を受けて口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指導内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録（以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。）を作成し、当該施設に提出していますか。 | はいいいえ |
| ※　当該施設は口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出してください。 |
| 111療養食加算施設入所 | （１）療養食加算を算定していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第9の13報酬通知第二2(9）⑱ |
| （２）管理栄養士又は栄養士が配置され、療養食（※）を提供した場合に、１日につき所定単位を加算していますか。 | はいいいえ |
| （※）療養食…疾病治療の直接手段として､医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食。 |
| ※　療養食の献立表が作成されている必要があります。* 経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定できません。
* 療養食の摂取方法については、経口又は経管の別を問いません。
* 高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはなりません。
 |  |  |
| １１２福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービス提供を行った場合は、基本サービス費に各種加算減算を加えた単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 令3厚労告87別表1のタ |
|  | 　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 【施設入所支援】基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の２８/１０００ |  |  |
|  | ※　「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月10日障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。イ　指定障害福祉サービス事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている。ウ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ている。エ　当該指定障害福祉サービス事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告している。オ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。カ　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。 |  |  |